

F 災害履歴

F-1 既往災害の状況

(1) 地震

年 月 日	震源地	マグニチュード ・震度等	宮崎県内の被害概況
昭和 4. 5. 22 1 時 35 分	宮崎県沖 N= 31° 40 E=132° 05	M=6.9	器物の落下、壁の亀裂剥落、煉瓦煙突の倒壊、上壁屋根瓦など破損あり、青島村内海で岸壁に小亀裂など被害があった。
昭和 6.11. 2 19 時 03 分	宮崎県沖 N= 32° 15 E=132° 38	M=7.19	宮崎市内外の電灯は同時に消灯し、笹原製糸工場の煉瓦煙突は倒壊し、その下敷きとなり 1 名が即死、負傷者 29 名、宮崎市付近の海岸線に沿った集落では無被害の家屋は皆無、煙突は大部分が倒壊し、赤江町檣村、広瀬村、佐土原町では鳥居、石灯籠、墓石の倒壊が多かった。道路、橋梁、山崩れなどの被害のあった範囲は西臼杵郡を除きほとんど県下にわたった。鉄道：宮崎～大淀間鉄橋 30 cm 沈下、広瀬～佐土原間佐賀川橋梁 6 cm 沈下。
昭和 7. 5. 3	志布志湾 地震	震度 4	
昭和 8. 5. 24 昭和 8. 6. 2	大隅半島 東方地震 都城付近 地震	中 中	
昭和 9.10. 27	種子島 南東方地震	中	
昭和 10. 7. 3	高岡町付近 N= 32° 06 E=131° 21	M=4.6 震度 4	高岡町で中震、高岡、本庄付近で道路損壊など小被害。宮崎市で軽度、地鳴を伴い当地としては稀な地震であった。
昭和 12. 6. 24	男鈴山付近 地震	中	
昭和 13. 3. 1	都城付近 地震	中	
昭和 14. 3. 20	宮崎県沖 N= 32° 17 E=131° 58	M=6.5 震度 4	県の北部中部で強震、その他の地方中震、宮崎市内の家屋はほとんど壁に割れ目が入りガラス戸の破損があった。死者 1 名、負傷者 1 名、家屋半壊 1 戸、煙突倒壊 3、道路損壊 7、酒類、薬品、陶器類の落下による損害多数。
昭和 16. 7. 20	日向灘地震	中	
昭和 16.11.19 01 時 46 分	宮崎県沖 N= 32° 01 E=132° 05	M=7.2 震度 4	負傷者 5 名 家屋半壊 1 戸 被害は延岡市を中心に大部分の家屋の壁に亀裂剥落被害。煉瓦煙突の倒壊、石垣の崩壊、墓石、石灯籠の転倒、崖崩れ等の被害あり。この地震において発光現象を認めた者多数。津波が発生したが陸上の被害なし。
昭和 17. 4. 13	日向灘地震	中 (4)	
昭和 18. 4. 12	日向灘地震	中	
昭和 19. 1. 5	日向灘地震	中 (4)	

年 月 日	震源地	マグニチュード・震度等	宮崎県内の被害概況
昭和 21.12. 21 04 時 20 分	紀伊半島沖 N= 33° 02 E=135° 37	M=8.0 震度 4	南海地震:極めて大規模な地震で広範囲にわたり被害甚大。県内では南部で弱、その他の大部分で中震、地震動による被害は僅少であったが、津波による被害が大きかった。負傷者 1 名、家屋半壊 3 戸、家屋浸水 1,165 戸、船舶小破 2 隻、流失損壊 30 隻、橋梁損壊 2 カ所、道路決壊 2 カ所。
昭和 23. 5. 9 11 時 09 分	宮崎県沖 N= 31° 30 E=131° 56	M=6.5 震度 4	日蝕(蝕甚 11 時 12 分)中で人々は薄暗い空を仰いで非常な恐怖心を起こす。一部で壁土の剥落、瓦のずれ等があった。
昭和 35. 3. 4 12 時 53 分	鹿児島県 南部 N= 31° 03 E=130° 40	M=6.4 震度 4	油津、都城で中震
昭和 35. 5. 24	チリ地震 津波		5 月 24 日早朝チリ地震による津波のため沿岸各地に被害が発生した。特に外の浦港、目井津港は被害が著しく、住家浸水 409 戸、被害総額 6,500 万円
昭和 36. 2. 27 03 時 10 分	宮崎県沖 N= 31° 36 E=131° 51	M=7.0 震度 5	急激に大きな揺れを感じ、建物の動揺は激しく土壁、屋根瓦の剥落。酒店、陶磁器店、ガラス戸の商品被害大。死者 1 名、負傷者 4 名、家屋全壊 1 戸、半壊 4 戸、一部破損 104 戸、非住家被害 37 戸。その他、道路、橋梁、堤防、山崩れ、鉄軌道、船舶通信施設等に被害あり。
昭和 38.10. 4 08 時 24 分	宮崎県沖 N= 31° 53 E=132° 09	M=6.3 震度 4	人家の窓ガラス破損等の軽被害
昭和 43. 2. 21 10 時 45 分	えびの地震 N= 32° 01 E=130° 43	M=6.1 震度 4	21 日 8 時 51 分に M=5.6、引き続き 10 時 45 分に M=6.1 の強震が起こった。有感区域は九州全域と四国の一部に及んだ。続いて多数の余震が発生。えびの市から鹿児島県吉松町へかけて道路の地割れ、鉄道、橋梁、学校施設、その他多くの被害が発生した。 最も被害がひどかったのは、えびの市京町地区で主要被害地域は同地区を中心に、10 km のほぼ円形の範囲内である。幸い死者と大火が起こらなかった。県内の被害は、負傷者 35 名、住家全壊 451 戸、半壊 896 戸、一部損壊 3,597 戸、非住家全半壊 1,143 戸、その他、土木施設等被害総額 65 億円に達した。
昭和 43. 4. 1 09 時 42 分 16 時 13 分	日向灘 N= 32° 17 E=132° 32 宮崎県沖 N= 32° 18 E=132° 23	M=7.5 震度 4 M=6.3 震度 4	西日本一帯で人体に感じる強い地震が起こり、延岡市でブロック塀が倒れて 2 人が重軽傷を負ったのを始め、日向市の書店で本棚が倒れて、小学校が打撲傷を負うなど、県内の沿岸部で 15 名の負傷者があった。陶器類が落下し、かなりの被害があった。地震発生後約 20 分頃から津波が来襲し、延岡市の赤水湾では養殖はまち約 2 万尾が逃げるなど水産物にもかなりの被害が出た。津波は満潮時を過ぎていたため陸地での被害はなかった。この 2 回の地震による被害は、負傷者 15 名、住家半壊 1 戸、一部損壊 9 戸、非住家 19 戸、その他、土木施設等の被害があった。
昭和 43. 8. 6 01 時 17 分	愛媛県西岸 N= 33° 18 E=132° 23	M=6.6 震度 4	道路損壊 1 カ所、その他の被害は軽微。
昭和 44. 4. 21 16 時 19 分	宮崎県沖 N= 32° 09 E=132° 07	M=6.6 震度 4	九州全域と四国の一部で人体に感ずる。西臼杵郡日之影町七折で通行中の乗用車に落石があり 2 名重傷。棚の物が倒れたり、窓ガラスが割れた家もあった。その他、道路被害 1 カ所、橋梁被害 1 カ所。

年 月 日	震源地	マグニチュード・震度等	宮崎県内の被害概況
昭和 45. 7. 26 07 時 19 分 16 時 10 分	宮崎県沖 N= 32° 04 E=132° 02 宮崎県沖 N= 32° 07 E=132° 06	M=6.7 震度 4 M=6.1 震度 4	午前と午後の 2 回にわたり西日本一帯で強い地震が起こり、特に県南部沿岸は振動が強かった。日曜日で家にいる人が多く戸外に飛び出し転倒するなど負傷者 13 名、その他道路決壊 2 カ所、農業用施設 4 カ所、学校、保健所一部破損 6 カ所など。油津測候所の検潮儀に最高 20 センチの潮位上昇が観測されたが被害はなかった。
昭和 46. 5. 25 22 時 00 分	宮崎県沖 N= 31° 20 E=131° 30	M=5.8 震度 4	宮崎県南部で強い地震を感じたが被害はなかった。
昭和 53. 5. 23 16 時 50 分	種子島近海 N= 30° 59 E=130° 22	M=6.7 震度 4	有感区域は、九州、四国、近畿地方まで及んだ。串間市では停電、国鉄各線は安全点検のため運行停止したためダイヤに乱れが出た。線路内落石 5 カ所、その他の被害なし。
昭和 53. 7. 4 11 時 41 分	宮崎県北部 N= 32° 40 E=131° 21	M=6.2 震度 4	有感区域は、九州、四国、中国、近畿地方の一部に達する。西都市で落下したキャビネットによる負傷者 1 名。宮崎市一円では陶器店、酒店、デパートなどの商品の一部が落下し破損した。国道 218 号の日之影では、落石 2 カ所、そのうち 1 カ所で通行中のトラックに被害があった。鉄道は夕方までダイヤの混乱が続いた。切り取り崩壊による倒木 4 カ所、線路内落石 3 カ所。
昭和 59. 8. 7 04 時 06 分	宮崎県沖 N= 32° 23 E=132° 09	M=7.1 震度 4	ガラス破片や棚からの落下物で負傷者 9 名、家屋の損壊、道路の決壊、鉄軌道被害、崖崩れなど沿岸部で被害があった。特に県北を中心に被害があった。校舎被害 7 カ所、校地崩壊 1 カ所、住家一部損壊 319 棟、非住家 8 棟。
昭和 62. 3. 18 12 時 36 分	宮崎県沖 N= 31° 58 E=132° 04	M=6.6 震度 5	日之影町で落石が車両を直撃し車が川原に転倒し死者 1 名があった。負傷者 6 名、住家損壊、道路破損、通信施設被害、山崩れ、崖崩れ、鉄軌道被害が発生した。その他、非住家、水道、河川、橋梁、ブロック塀等の損傷被害があった。
平成 7.10. 19 11 時 41 分	奄美大島 近海 N= 27° 54 E=130° 36	M=6.7 震度 1	深さ約 20km 8 年ぶりに津波警報発令
平成 8.10. 18 19 時 50 分	種子島近海 N= 30° 36 E=131° 12	M=6.2 震度 2	
平成 8.10. 19 23 時 44 分	日向灘 N= 31° 54 E=131° 54	M=6.9 震度 5 弱	日南市飫肥城で瓦落下。日南市楠原で落石。宮崎市青島で窓ガラス破損。宮崎市南部で住家瓦落下。津波：最大の高さ室戸岬で 14cm、日向市細島で 6cm
平成 8.12. 3 07 時 18 分	日向灘 N= 31° 48 E=131° 36	M=6.7 震度 5 弱	宮崎市、都城市、三股町で水道管の破損。佐土原町、新富町、高鍋町、宮崎市南部で小・中・高校で窓ガラス破損。津波：最大の高さ日南市油津で 15cm、日向市細島で 7cm
平成 23.3. 11 14 時 46 分	宮城県沖	M=9.0 震度 7	東日本大震災。宮城県沖～福島県・茨城県に至る広域で発生した海洋プレート型地震で、死者・行方不明者は東北・関東沿岸部の広範囲で 2 万人弱となる。この地震により大津波が発生し、大船渡では高さ 11.8m(遡上高としては最高で標高 25m 程度まで達している様子)に及び、三陸海岸地域は壊滅的な打撃を被った。また、福島県ではこの大地震により福島原子力発電所が被災し、レベル 7 の放射能漏れ事故が発生している。
平成 28.4.14 21 時 26 分 平成 28.4.16 1 時 25 分	熊本県 熊本地方	M=6.5(前震) M=7.3(本震) 震度 7	4 月 14 日に前震、16 日に本震が連続して発生。椎葉村・美郷町・高千穂町で最大震度 5 強、延岡市で 5 弱を記録。県内で負傷者 8 名、公共土木施設災害 29 件発生。激甚災害(本激)に指定。

(2) 台風災害(風水害)

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
昭和 2. 8. 7 ～8. 8		8.8	227.3	総降水量最多寒川 1,091.7 mm 死傷者 16 名 家屋全・半壊、流失、浸水家屋 11,000 余戸
昭和 5. 8. 11 ～8.12		26.6	263.6	総降水量最多家代 1,014.8 mm 死者行方不明者 7 名、家屋全半壊 57 戸、流失 7 戸、浸水家屋 4,980 戸
昭和 10. 8. 28		30.0	188.8	総降水量最多都城 397.2 mm 家屋全半壊 176 戸 浸水家屋 113 戸
昭和 10. 9. 24		20.5	134.4	総降水量最多川南 407.2 mm 死傷者 6 名 家屋全半壊 46 戸、家屋流失 59 戸、浸水家屋 624 戸
昭和 13.10. 14 ～10.15		19.7	240.3	県南部に集中豪雨 総降水量最多本城 440.0 mm 死者行方不明者 13 名 家屋流失 8 戸、浸水家屋 1,704 戸
昭和 14.10. 16		32.5	320.1	総降水量最多宮崎 657.4 mm 死者行方不明者 77 名、 家屋全半壊 1,254 戸、家屋流失 141 戸 浸水家屋 14,200 戸 集中豪雨清武川流域で溺死者 32 名 耕地流失 100 余 ha
昭和 15. 9. 10 ～9.11		24.9	139.0	総降水量最多須木 365.2 mm 死者行方不明者 38 名、 家屋全半壊 943 戸、家屋流失 22 戸 浸水家屋 2,418 戸
昭和 16. 9. 30 ～ 10. 1		29.7	145.6	総降水量最多家代 344.3 mm 死者行方不明者 48 名、 家屋全半壊 581 戸、家屋流失 224 戸 浸水家屋 10,471 戸
昭和 16. 8. 26 ～8.27		27.4	260.3	総降水量最多下福良 473.0 mm 死者行方不明者 28 名、 家屋全半壊 1,783 戸、家屋流失 15 戸 浸水家屋 999 戸
昭和 18. 7. 19 ～8.23		4.0	480.5	沿岸地方被害大 総降水量最多北河内 799.6 mm 死傷者 11 名 家屋全半壊 45 戸、家屋流失 18 戸 浸水家屋 609 戸
昭和 18. 9. 18 ～9.20		25.0	216.7	総降水量最多延岡 684.6 mm 死者行方不明者 276 名、 家屋全半壊 1,732 戸、家屋流失 508 戸 床上浸水 9,361 戸 船舶流失沈没 106 艘 延岡大洪水
昭和 20. 9. 17	枕 崎 台 風	55.4	223.7	総降水量最多神門 550.4 mm 死傷者 565 名 家屋全半壊 33,850 戸、家屋流失 94 戸 床上浸水 3,713 戸
昭和 20.10. 10	阿久根 台 風	24.1	274.4	総降水量最多宮崎 361.7 mm ※被害は枕崎台風に含まれていると思われる。
昭和 21. 7. 28 ～7.30		25.7	140.7	総降水量最多八重 376.0 mm 死者行方不明者 9 名 家屋全半壊 421 戸、家屋流失 1 戸 浸水家屋 2,568 戸 県南高潮被害多
昭和 24. 6. 18 ～6.20	デ ラ 台 風	29.7	440.5	総降水量最多村所 493.5 mm 死者行方不明者 80 名、 家屋全半壊 16,084 戸、家屋流失 38 戸 浸水家屋 9,506 戸
昭和 24. 8. 14 ～8.16	ジュディ ス台風	33.2	234.6	総降水量最多須木 755.0 mm 死者行方不明者 46 名、 家屋全半壊 4,372 戸、家屋流失 4 戸 浸水家屋 7,293 戸
昭和 25. 7. 18 ～7.20	フロシイ クレイス 台風	23.4	120.2	総降水量最多神門 1,115.1 mm 死傷者行方不明者 7 名 家屋全半壊 740 戸 家屋流失 1 戸 床上浸水 1,404 戸
昭和 25. 9. 11 ～9.13	キジア 台風	36.4	123.1	総降水量最多須木 648.6 mm 死者行方不明者 143 名、 家屋全半壊 2,964 戸、家屋流失 85 戸 浸水家屋 14,510 戸

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
昭和 26. 6. 29 ～ 7. 2	ケート 台風	25.0	516.7	総降水量最多油津 死傷者行方不明者 19 名 家屋全半壊 197 戸、家屋流失 6 戸 浸水家屋 7,968 戸
昭和 26.10. 12 ～10.14	ルース 台風	39.7	126.6	総降水量最多宮崎 503.5 mm 死傷者行方不明者 369 名 家屋全半壊 26,364 戸 家屋流失 6 戸 浸水家屋 6,561 戸
昭和 29. 8. 13 ～8.18	第5号	29.5	188.0	総降水量最多神門 996.0 mm 死傷者行方不明者 43 名 家屋全半壊 292 戸 家屋流失 46 戸 浸水家屋 8,510 戸
昭和 29. 9. 6 ～9.8	第 13 号	41.6	192.0	総降水量最多八戸 356.0 mm 死傷者行方不明者 118 名 家屋全半壊 4,148 戸 家屋流失 1 戸 浸水家屋 2,281 戸
昭和 29. 9. 10 ～10.13	第 12 号	34.7	270.0	総降水量最多渡川 1,229.0 mm 死傷者行方不明者 129 名 家屋全半壊 2,074 戸 家屋流失 356 戸 浸水家屋 30,966 戸
昭和 29. 9. 24 ～9.25	第 15 号	38.5	159.0	総降水量最多坪谷 347.0 mm 死傷者行方不明者 8 名 家屋全半壊 332 戸 家屋流失 4 戸 浸水家屋 1,105 戸
昭和 30. 9. 25 ～9.27	第 22 号	39.1	185.0	総降水量最多蝦野 904.0 mm 死傷者行方不明者 113 名 家屋全半壊 7,406 戸 家屋流失 38 戸 浸水家屋 6,435 戸
昭和 32. 8. 17 ～8.21	第7号	26.6	145.0	総降水量最多蝦野 1,054.0 mm 死傷者行方不明者 12 名 家屋全半壊 211 戸 家屋流失 7 戸 浸水家屋 470 戸
昭和 32. 9. 4 ～9.7	第 10 号	33.2	125.0	総降水量最多見立 554.0 mm 死傷者行方不明者 8 名 家屋全半壊 188 戸 家屋流失 4 戸 浸水家屋 2,447 戸
昭和 34. 7. 8	第9号	22.2	284.0	
昭和 34.10. 6	第 16 号	19.3		
昭和 35. 6. 11	第3号	27.1		
昭和 35. 8. 29	第 16 号	29.7	156.0	
昭和 36. 7. 29 ～ 8. 2	第 10.11. 12 号	27.0	256.0	
昭和 36. 8. 18	第 15 号	18.1	54.0	
昭和 36. 9. 16	第 18 号	36.3	177.0	
昭和 38. 8.9	第9号	31.9	267.0	総降水量最多道元越 760 mm 負傷者 4 名 家屋全半壊 63 戸 家屋流失 25 戸 浸水家屋 2,681 戸
昭和 38. 9. 10 ～9. 15	第 14・ 15 号及 び集中 豪雨			総降水量最多坪谷 1,055 mm 死傷者行方不明者 17 名 家屋全半壊 198 戸 家屋流失 5 戸 浸水家屋 16,978 戸
昭和 39. 8. 16 ～8.24	第 14・ 16 号	31.6		総降水量最多えびの 1,706 mm 死傷者行方不明者 7 名 家屋全半壊 60 戸 家屋流失 3 戸 浸水家屋 470 戸 9日間強風雨に見舞われた。

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
昭和 39. 9. 23 ～9.24	第 20 号	50.7	167.3	総降水量最多青井岳 776 mm 死傷者 70 名 家屋全半壊 2,878 戸 家屋流失 5 戸 浸水家屋 4,765 戸
昭和 40. 8. 6	第 15 号	21.6	105.1	
昭和 41. 8. 11 ～8.24	第 13・ 15 号			総降水量最多都城 243 mm 死傷者 33 名 家屋全半壊 46 戸 浸水家屋 4,425 戸、 青井岳でキャンプ中の中学生 9 人死亡、北川村で 山崩れにより 15 人が死亡した。
昭和 43. 9. 22 ～9.25	第 16 号	23.6	209.0	総降水量最多加子山 497 mm 死者 1 名 負傷者 42 名 家屋全半壊 144 戸 浸水家屋 8,333 戸 宮崎市、高鍋町で竜巻が発生し被害を大きくした。被害総額 69 億 8,500 万円
昭和 44. 8. 21 ～8.22	第9号	37.0	139.0	総降水量最多柳岳 397 mm 死者 2 名 負傷者 71 名、 家屋全半壊 255 戸 一部損壊 2,119 戸 浸水家屋 481 戸 被害総額 34 億 9,900 万円
昭和 45. 7. 3 ～7.4	第2号		211.0	
昭和 45. 8. 13 ～8.14	第9号	26.8	67.0	
昭和 46. 8. 2 ～8.6	第 19 号	32.9	237.5	総降水量最多えびの 1,557 mm 死者 3 名 負傷者 21 名 家屋全半壊 109 戸 一部損壊 509 戸、 家屋浸水 2,650 戸 被害総額 105 億 900 万円
昭和 46. 8. 27 ～8.30	第 23 号	33.6	286.5	総降水量最多柳岳 1,092 mm 死者 12 名 負傷者 12 名、 家屋全半壊 85 戸 一部損壊 212 戸 浸水家屋 3,985 戸 被害総額 105 億 900 万円
昭和 47. 7. 18 ～7.26	第7号	31.6	131.0	
昭和 49. 8. 17 ～8.18	第 14 号		73.0	
昭和 49. 9. 5 ～9.8	第 18 号	34.0	89.5	
昭和 51. 7. 23 ～7.24	第 12 号	25.1	57.0	
昭和 51. 9. 7 ～9.12	第 17 号	31.4	161.0	
昭和 52. 9. 8 ～9.10	第9号	17.0	131.0	
昭和 53. 7. 26 ～8.3	第8号	29.6	175.6	
昭和 54. 9. 2 ～9.4	第 12 号	30.0	65.0	
昭和 54. 9. 30 ～10.1	第 16 号	47.6	240.0	
昭和 54.10. 18 ～10.19	第 20 号	37.0	313.0	
昭和 55. 9. 10 ～9.11	第 13 号	36.6	119.0	
昭和 55.10. 13 ～10.14	第 19 号	47.2	151.0	

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
昭和 56. 7. 30 ～7.31	第 10 号	43.2	157.0	
昭和 56.10. 21 ～10.22	第 24 号	27.9	108.0	
昭和 57. 8.12 ～8.13	第 11 号			総降水量最多日之影 807 mm 死者 7 名 負傷者 3 名、家屋全半壊 54 戸 一部損壊 26 戸、被害総額 171 億 8,500 万円、日之影町、西都市で被害大
昭和 57. 8.22 ～8.25	第 19 号	39.2	261.0	
昭和 57. 8. 25 ～8.27	第 13 号	46.8	173.0	
昭和 58. 8. 12 ～8.15	第5号	33.1	170.0	
昭和 58. 9. 25 ～9.28	第 10 号	31.1	224.0	
昭和 59. 7. 29	第7号	26.4	42.0	
昭和 60. 8.30 ～8.31	第 13 号	39.7	58.0	
平成元 7. 27 ～7.28	第 11 号	47.0	259.0	負傷者 3 名 家屋全半壊 8 戸 一部損壊 270 戸 家屋浸水 1,412 戸 被害総額 300 億円
平成元 9. 19	第 22 号	48.0	40.0	
平成 2. 9. 16	第 19 号	41.9	217.0	
平成 2. 9. 27 ～9.29	第 20 号	43.2	313.0	総降水量最多宮崎 620 mm 死傷者 13 名 家屋全半壊 44 戸 一部損壊 136 戸 家屋浸水 6,776 戸 被害総額 253 億 8,000 万円
平成 2.10. 5 ～10.8	第 21 号	30.7	110.0	
平成 3. 7. 27 ～7.29	第9号	32.1	35.5	
平成 3. 8. 19 ～8.23	第 12 号	29.9	51.0	
平成 3. 8. 27 ～8.29	第 13 号	23.2	76.0	
平成 3. 9. 12 ～9.14	第 17 号	31.6	129.5	
平成 3. 9. 26 ～9.27	第 19 号	41.5	114.0	
平成 4. 8.7 ～8.8	第 10 号	46.7	43.0	
平成 4. 8. 17 ～8.19	第 11 号	39.4	59.0	
平成 5. 7. 26 ～7.28	第5号	35.7	156.0	
平成 5. 7. 29 ～7.30	第6号	26.8	60.0	

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
平成 5. 8. 9 ～8.10	第7号	39.7	106.0	総降水量最多見立 637 mm 死傷者 16 名 家屋全半壊 30 戸 一部損壊 132 戸 家屋浸水 1,447 戸 被害総額 330 億 4,000 万円
平成 5. 9. 2 ～9.4	第 13 号	39.2	118.0	総降水量最多見立 576 mm 死傷者 145 名 家屋全半壊 385 戸 一部損壊 32,560 戸 家屋浸水 499 戸 被害総額 451 億 2,000 万円
平成 6. 7. 23	第7号	31.5	130.0	
平成 7. 9. 23	第 14 号	35.3	188.0	
平成 8. 7. 18	第6号	47.4	182.0	
平成 8. 8. 14	第 12 号	44.5	251.0	
平成 9. 9. 16	第 19 号	33.6	342.5	浸水家屋 478 戸 酒谷川堤防決壊箇所多 各河川流域に避難勧告発令 被害総額約 10 億円
平成 10. 9. 16 ～9.20	第6号	23.2	250.0	総降水量中小屋 250 mm 諸塚 195 mm 軽傷者 5 名 家屋半壊 1 戸 一部損壊 74 戸 被害総額 6 億 8,000 万円
平成 10.10. 15 ～10.17	第 10 号	36.3	281.0	総降水量西米良・小林 281 mm 重傷者 1 名 軽傷者 2 名 家屋半壊 4 戸 一部損壊 115 戸 家屋浸水 85 戸 被害総額 38 億 9,000 万円
平成 11. 7. 31 ～8.4	第7号		570.0	総降水量見立 570 mm 中小屋 552 mm 死者 1 名 家屋全壊 1 戸 被害総額 3 億 4,000 万円
平成 11. 8. 5 ～8.7	第8号	28.9	649.0	総降水量えびの 649 mm 中小屋 628 mm 家屋全壊 3 戸 一部損壊 1 戸 家屋浸水 55 戸 被害総額 72 億 7,000 万円
平成 11. 9. 22 ～9.24	第 18 号	51.9	439.0	総降水量諸塚 439 mm 見立 392 mm 死者 1 名 軽傷者 3 名 家屋半壊 2 戸 一部損壊 58 戸 家屋浸水 2 戸 被害総額 60 億 4,000 万円
平成 13.10.16 ～10.17	第 21 号 秋 雨 前 線		585.0	総降水量青島 585 mm 古江 442 mm 家屋半壊 2 戸 一部損壊 9 戸 家屋浸水 643 戸 被害総額 50 億 3,000 万円
平成 15. 8. 7 ～8.9	第 10 号	45.3	539.0	総降水量神門 539 mm 中小屋 446 mm 重傷者 1 名 軽傷者 2 名 家屋全壊 1 戸 家屋半壊 1 戸 一部損壊 570 戸 家屋浸水 1,005 戸 被害総額 469 億 5,000 万円
平成 16. 8. 28 ～8.30	第 16 号	55.8	821.0	総降水量えびの 821 mm 神門 753 mm 死者 2 名、重傷者 6 名 軽傷者 21 名 家屋全壊 7 戸 家屋半壊、16 戸 一部損壊 570 戸 家屋浸水 1,005 戸、被害総額 469 億 5,000 万円
平成 16. 9. 6 ～9.7	第 18 号	45.0	535.0	総降水量西米良 535 mm 神門 522 mm 重傷者 2 名 軽傷者 12 名 家屋全壊 3 戸 家屋半壊 5 戸 一部損壊 146 戸 家屋浸水 12 戸 被害総額 89 億 8,000 万円
平成 16.10. 18 ～10.21	第 23 号	45.0	535.0	総降水量西米良 535 mm 神門 522 mm 死者 2 名 重傷者 1 名 軽傷者 1 名 家屋全壊 2 戸 家屋半壊 4 戸、一部損壊 15 戸 家屋浸水 1,054 戸 被害総額 92 億 3,000 万円

年 月 日	名称	最大風速 m/s	最大日雨量 mm	県内の被害概況
平成 17. 9.4 ～9.6	第 14 号	47.6	1321.0	総降水量えびの 1,284 mm 神門 1,321 mm 死者 13 名、重傷者 5 名 軽傷者 21 名 家屋全壊 1,136 戸 家屋半壊 3,381 戸 一部損壊 306 戸 家屋浸水 4,363 戸、被害総額 1,288 億 5,000 万円
平成 18. 9.16 ～9.18	第 13 号 竜巻		172.0	総降水量古江 172 mm 見立 172 mm 死者 3 名 重傷者 4 名 軽傷者 148 名 家屋全壊 76 戸 家屋半壊 339 戸 一部損壊 798 戸 家屋浸水 9 戸 被害総額 17 億 8,000 万円
平成 19.7.12 ～7.15	第 4 号	55.9	最大1h 85	西都で最大 1 時間降水量 85 mm 日南市・美郷町で護岸決壊 日向市内の 2 地区でがけ崩れ発生 公共土木施設災害 467 件
平成 19.8.1 ～8.3	第 5 号		500 強	総降水量 見立 500 mm 強 日之影町で土石流が発生、住宅が流出 公共土木施設災害 275 件
平成 20.9.15 ～9.19	第 13 号		514	総降水量 油津 514 mm 日南市・日向市で住宅全壊が発生 公共土木施設災害 266 件 宮崎市で避難指示(100 名)
平成 20.9.28 ～10.1	第 15 号		354	総降水量 青島 354 mm えびの市で住宅全壊が発生 公共土木施設災害 65 件
平成 23.9.15 ～9.21	第 15 号		1,128	総降水量 神門 1,128 mm 都城市・延岡市で床上浸水が発生 公共土木施設災害 227 件
平成 26.8.6 ～8.10	第 11 号		413.5	総降水量 神門 413.5 mm 宮崎市・都城市・小林市・三股町・都農町で負傷者発生 日南市で住宅半壊・床上浸水が発生 公共土木施設災害 72 件
平成 26.10.11 ～10.13	第 19 号		521.0	総降水量 神門 521 mm 宮崎市・日向市・高鍋町・門川町で負傷者各 1 名 公共土木施設災害 66 件
平成 27.8.24 ～8.25	第 15 号		292.0	総降水量 えびの 292 mm 都城市で負傷者 5 名 都城市・川南町で住宅半壊が発生 公共土木施設災害 53 件
平成 28.9.20	第 16 号		578. 0	総降水量 日向 578 mm 日向市・都城市で住宅半壊が発生。日向市・宮崎市・門川町・延岡市等で床上浸水が多数発生 公共土木施設災害 460 件

(3) 集中豪雨

年 月 日	原因	県内の被害概況
昭和 9.10. 23	低気圧 による豪雨	総降水量最多 宮崎 434.4 mm(油津 240.3 mm) 死者 1 名 浸水家屋 1,290 戸
昭和 13. 6. 23 ～6.24	集中豪雨	
昭和 13. 7. 30	集中豪雨	
昭和 14. 6. 26	集中豪雨	
昭和 14.7.4 ～7.5	集中豪雨	
昭和 22.6.21	集中豪雨	
昭和 26.7.7	集中豪雨	
昭和 27.4.8	集中豪雨	
昭和 27.7.8	集中豪雨	
昭和 27.11.27	集中豪雨	
昭和 28.8.30	集中豪雨	
昭和 29.7.13	集中豪雨	
昭和 30.6.19	集中豪雨	
昭和 32.4.22	集中豪雨	
昭和 33.6.7	集中豪雨	
昭和 34.7.15	集中豪雨	
昭和 36.10.21 ～10.22	集中豪雨	
昭和 36.10. 25	集中豪雨	
昭和 36.11.21	集中豪雨	
昭和 37.4.9	集中豪雨	
昭和 37.5.27	集中豪雨	
昭和 37.8.10	集中豪雨	
昭和 38. 5 ～ 6	長雨及び 豪雨	被害総額 32 億円(農産物被害 29 億円 施設物被害 3 億円)
昭和 43.6.24 ～7.14	長雨及び 集中豪雨	
昭和 44. 6. 28 ～7.11	豪雨	総降水量 えびの 2,044 mm 死者 4 名 負傷者 8 名 住家全半壊 34 戸 浸水家屋 3,225 戸 大淀川水系大被害
昭和 44.10. 20	集中豪雨	

年 月 日	原因	県内の被害概況
昭和 45.5.2 ～5.7	集中豪雨	
昭和 46.6.18 ～6.20	集中豪雨	
昭和 47.6.6 ～6.27	梅雨	負傷者 7 名 家屋全半壊 10 戸 一部損壊 13 戸 家屋浸水 2,518 戸 被害総額 35 億 2,400 万円
昭和 47.7.3 ～7.6	低気圧と 前線に	総降水量高千穂峰 585 mm えびの 561 mm えびの市でかつてない山津 波が発生 死者 5 名 行方不明 3 名 負傷者 15 名 家屋全半壊 51 戸
昭和 48.9.13	集中豪雨	
昭和 48.10.13	集中豪雨	
昭和 49.5.30	集中豪雨	
昭和 49.9.26	集中豪雨	
昭和 50.6.4 ～6.7	集中豪雨	
昭和 50.6.4 ～6.21	集中豪雨	
昭和 51.6.22 ～6.26	梅雨前線 豪雨	総降水量 鰐塚山 655 mm えびの高原 626 mm 油津 234 mm 負傷者 2 名 家屋全半壊 3 戸 一部損壊 16 戸 家屋浸水 1,941 戸
昭和 52.6.15 ～6.17	集中豪雨	
昭和 53.5.16 ～5.18	集中豪雨	
昭和 54.6.28 ～7.2	集中豪雨	
昭和 56.9.23 ～9.25	集中豪雨	
昭和 57.7.23 ～7.25	集中豪雨	
昭和 58.6.12 ～6.16	集中豪雨	
昭和 58.9.18 ～9.20	集中豪雨	
昭和 59.6.7 ～6.16	集中豪雨	
昭和 60.6.18 ～6.28	集中豪雨	
昭和 62.7.15 ～7.20	集中豪雨	
昭和 62.9.10 ～9.14	集中豪雨	
昭和 62.10.10 ～10.11	集中豪雨	
昭和 62.10.13 ～10.16	集中豪雨	
昭和 63.7.25 ～7.29	集中豪雨	
平成元 6. 29 ～ 7. 3	集中豪雨	
平成 2. 6. 28 ～7.2	集中豪雨	

年 月 日	原因	県内の被害概況
平成 4. 6. 7	集中豪雨	
平成 5.6.12 ～6.19	梅雨前線 による集中	総降水量 えびの 1,272 mm 西米良 691 mm 油津 421 mm 負傷者 3 名 家屋全半壊 9 戸 一部損壊 11 戸
平成 5.6.22 ～7. 2	集中豪雨	降水量 油津 482.0 mm
平成 5.7.4 ～7.7	集中豪雨	降水量 油津 359.0 mm
平成 5.7.31 ～8.2	大気不安 定	総降水量 えびの 943 mm 宮崎 486 mm 油津 426 mm 死傷者 9 名 家屋半壊 22 戸 一部損壊 20 戸
平成 10.2.19 ～10.20	集中豪雨	降水量 152.5 mm 崖崩れ 19 カ所 浸水家屋 36 戸 一部損壊 8 戸
平成 12.6.2 ～6.4	梅雨前線 大雨	総降水量 えびの 301 mm 深瀬 283 mm 死者 1 名 家屋浸水 2 戸
平成 12. 9. 20 ～9.23	低気圧 前線	総降水量 延岡 321 mm 軽傷者 1 名 一部損壊 3 戸 家屋浸水 51 戸 被害総額 3 億 8,000 万円
平成 15.5.12 ～5.14	低気圧	総降水量 鰐塚山・深瀬 389 mm 一部損壊 1 戸 家屋浸水 58 戸 被害総額 19 億 3,000 万円
平成 18.7.20 ～7.23	梅雨前線	総降水量 えびの 1,131 mm 加久藤 921 mm 重傷者 1 名 軽傷者 1 名家屋半壊 94 戸 一部損壊 10 戸 家屋浸水 310 戸
平成 22.7.2 ～7.4	梅雨前線	総降水量 えびの 463.5 mm 都城市で死者1名、住宅の全壊・半壊・床上浸水、土石流が発生
平成 23.6.15 ～6.22	梅雨前線	総降水量 えびの 811 mm 最大 1 時間降水量 加久藤 60.0 mm
平成 24.6.15 ～6.17	梅雨前線	総降水量 えびの 380 mm 最大 1 時間降水量 えびの 62.5 mm
平成 26.6.3 ～6.5	梅雨前線	総降水量 古江 359 mm 最大 1 時間降水量 加久藤 71.5 mm

F-2 宮崎県の被害地震

No	発生年月日	震央地名 [地震名]	規模 M:マグニチュード	被害概要
1	1662.10.31	日向灘 (外所地震)	7.6	死者多数、潰家 3,800 戸
2	1769. 8.29	日向灘	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899.11.25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903.10.11	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913. 4.13	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929. 5.22	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931.11. 2	日向灘	7.1	死者 1、負傷者 29、全壊 4、半壊 10、一部損壊多数
8	1939. 3.20	日向灘	6.5	死者 1、負傷者 1、全壊 1、一部損壊多数
9	1941.11.19	日向灘	7.2	負傷者 5、全壊 1、一部損壊多数
10	1946.12.21	紀伊半島沖 (昭和南海地震)	8.0	負傷者 5、半壊 3、家屋浸水 1,165
11	1948. 5. 9	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960. 5.24	チリ地震津波	8.5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、船舶被害 32 隻
13	1961. 2.27	日向灘	7.0	死者 1、負傷者 4、全壊 1、半壊 4、一部破損 104
14	1968. 2.21	鹿児島県薩摩地方(えびの地震)	6.1	負傷者 35、全壊 451、半壊 896、一部破損 3,597
15	1968. 4. 1	日向灘	7.5	負傷者 15、半壊 1、一部損壊 9
16	1969. 4.21	日向灘	6.5	負傷者 2
17	1970. 7.26	日向灘	6.7	負傷者 13、道路決壊 2、山崩れ 4
18	1984. 8. 7	日向灘	7.1	負傷者 9、一部損壊 319
19	1987. 3.18	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、山崩れ、崖崩れ等
20	2016.4.14、 4.16	熊本県熊本地方	7.3	負傷者 8、公共土木施設災害 29 件

(資料：宮崎県地域防災計画)

F-3 霧島山火山噴火の記録

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
天平14年 742年12月28日	御鉢？	噴火：溶岩流出？	
延暦7年 788年4月18日	御鉢	大噴火：溶岩流、火砕流	霧島神宮焼失
永和4年 837年		8月霧島異常あり？	
永和10年 843年		9月霧島異常あり？	
天安元年 857年		6月霧島異常あり？	
天安2年 858年		10月霧島異常あり？	
天慶8年 945年		噴火：大蛇 火砕流？	
天永3年 1112年3月9日	御鉢？	噴火	神社焼失
永久元年 1113年2月27日		噴火	霧島峯神社焼失
仁安2年 1167年		噴火	大曼陀羅院西生寺殿堂焼崩す
寿永2年 1184年2月7日		噴火	
文暦元年 1235年1月25日	御鉢	噴火	神社寺院及び什宝文書等焼失
弘安年～ 1278年～1287年		霧島襲峰大に鳴動、同時に大浪池も鳴動	
徳治2年 1307年		噴火：襲峰で噴火、大浪池でも波浪	
弘和元年 1381年		霧島山噴火す	(日向郷土史年表)
大永4年 1524年12月28日		霧島山噴火し、地強く震い山岳崩壊す	
天文23年～弘治元年 1554年		噴火	
永禄9年 1566年10月31日	御鉢	霧島山噴火し、人多く焼死す	庄内の一向宗信者300人が霧島詣で全部死す
天正2年 1574年		噴火	
天正4～6年 1576～1578年		噴火	
天正13年 1585年		噴火、地震	
天正15年 1587年5月24日		噴火	
天正16年 1588年4月7日		噴火、地震	
慶長元年 1596年		噴火	
慶長3～5年 1598～1600年		噴火	
慶長18～19年 1613～1614年		噴火	
元和元～2年 1615～1616年		噴火	
元和3～4年 1617～1618年		噴火	
元和6年 1620年		噴火	
寛永5年 1628年10月26日		噴火	神寺宝物鳥有に帰す

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
寛永14～15年 1637～1638年	新燃岳	噴火	神社焼失
万治2年～寛文元年 1659年～1661年	御鉢	噴火	
寛文2～4年 1622～1664年	御鉢	噴火	
延宝5年 1677年	御鉢	噴火	
延宝6年 1678年2月29日	御鉢	噴火	
元禄3年 1690年 6月		噴火、降灰数日に及ぶ	
宝永2年 1706年1月28日	御鉢	噴火	噴火六所権現社堂塔寺家皆焦土となる
享保元年 1716年3月11日	新燃岳	噴火新燃岳付近に2ヶ所の新火口、泥流	高崎川で発生した火流で魚が流される
享保元年 1716年11月9日	新燃岳	大噴火：周囲約15kmの地域内の数箇所から噴火 火砕流発生、東麓に熱い軽石の降下	死者負傷者31名、麓の神社仏閣焼失 家屋600余棟、山林・田畑・牛馬に被害
享保2年 1717年2月7日	新燃岳	噴火：4日間降灰砂、火砕流	田畑・人馬に被害 花堂の人家は全滅、後河原も少々焼失
享保2年 1717年2月13日	新燃岳	大噴火：地震、降灰砂広範囲（八丈島に到達） 火砕流	死者1名、負傷者30家屋の被害134棟、田136、300余棟 石砂灰入高37、950石余、雑穀1つ540余石、死牛馬420疋
享保2年 1717年9月19日	新燃岳	火噴火：降灰砂、火砕流	近郷数十里の田を埋める
明和5年 1768年	硫黄山	噴火：溶岩流	
明和6年 1769年	御鉢	噴火	
明和8年～安永元年 1771年～1772年	新燃岳	噴火：噴石、降灰、火砕流、泥流	数里の間田畑を埋没
文政4年 1822年1月12日	新燃岳	噴火：水蒸気爆発にはじまり、それに伴って泥流が発生、その後東方に軽石を降らせるとともに、西側斜面に火砕流を流下	
天保3年 1832年4月20日	新燃岳？	噴火	
明治13年 1880年9月	御鉢	噴鉢：噴火の後、硫気活動活発。火口内に硫黄堆積。	
明治20年 1887年5月	御鉢	噴火	
明治21年 1888年1月27日	御鉢	霧島岳噴火、飛灰4.5里内の村落に降下す	
明治21年 1888年2月21日	御鉢	噴火：飛灰4.5里に及ぶ	
明治22年 1889年12月10日	御鉢	噴火：黒煙噴出、火口内の硫黄飛散、鳴動、降灰多量	降灰は数里に及び田畑に被害

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
明治22年 1889年12月18日		噴火：鳴動、降灰	
明治24年 1891年6月19日	御鉢	噴火：鳴動、降灰	山麓一里内外に灰を降らす
明治24年 1891年11月10日	御鉢	噴火：黒煙噴出、鳴動	山麓一里内外に灰を降らす
明治27年 1894年2月25日	御鉢	噴火：鳴動、降灰	霧島東麓で大豆大の小石が降る
明治28年 1895年7月16日	御鉢	噴火：鳴動、噴煙	
明治28年 1895年10月16日	御鉢	噴火：噴石、降灰多量	御鉢付近約 23 丁で噴石により4名死亡 山ノ根で焼石（噴石）によって22軒出火
明治28年 1895年12月18日	御鉢	噴火：爆発音、空振、噴石、降灰	
明治29年 1896年3月15日 6月22日,6月25日 12月18,21日	御鉢	噴火	登山者死者1名、負傷者4名
明治30年 1897年5月3日 6月25日,9月4日	御鉢	噴火	
明治31年 1898年2月8日 3月11日,12月26～30日	御鉢	噴火	
明治32年 1899年7月28日 9月12日,10月13日 11月7日	御鉢	噴火	
明治33年 1900年2月16日	御鉢	噴火	死者2名、重傷3名
明治36年 1903年8月29日 11月25日	御鉢	噴火 噴火：噴石	
大正2年 1913年5月19日	加久藤 カルデラ	地震群発（真木）	
大正2年 1913年11月8日	御鉢	噴火：噴石、音響、降灰	
大正2年 1913年12月9日	御鉢	噴火	
大正3年 1914年1月8日	御鉢	噴火：爆発音、空振、降灰	
大正3年 1914年5月19日	御鉢	局地的に地震群発、11月8日・12月9日に噴火	
大正4年 1915年7月～8月	加久藤 カルデラ	地震群発（栗野・吉松）	
大正12年 1923年7月11日	御鉢	噴火	登山中に死者1名
昭和9年 1934年7月25日	新燃岳	異常：新燃火口湖の水濁りガス噴出	
昭和17年 1942年8月27日	硫黄谷	山崩れ	旅館が埋没、死者16名他
昭和24年 1949年8月16日	硫黄谷	山崩れ	旅館が埋没、死者34名
昭和29年 1954年8月18日	新湯	台風に伴う豪雨による地すべり	旅館が埋没、死者9名
昭和33年 1958年11月19日	大浪池	異常：大浪池縁で噴気	

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
昭和34年 1959年2月17日	新燃岳	噴火:噴石降灰多量	森林、耕地、農水産物に被害大
昭和36年 1961年3月～4月	加久藤 カルデラ	地震群発(飯盛山)	
昭和37年 1962年8月30日,10月19～ 20日	新燃岳	噴気	
昭和43年 1968年2月	加久藤 カルデラ	えびの地震(群発地震、えびの 市、吉松町)	
昭和46年 1971年8月5日	手洗 温泉	小規模水蒸気爆発:地すべり	
昭和50年 1975年9月29日～10月中旬	加久藤 カルデラ	地震群発(えびの市)	
昭和51年 1976年2月8日	加久藤 カルデラ	吉松町で地震	
昭和51年～昭和54年 1976年10月～1979年8月	御鉢	群発地震鍵山	
昭和53年 1978年7月7日～8日	新燃岳 南	群発地震、地鳴り	
1978年8月29日～9月中旬		地震(えびの市)	
1978年9月末～10月中旬		地震群発(えびの市、吉松町)	
昭和55年 1980年12月3日	韓国岳	地震:08時53分 M3.2	
昭和55年～昭和56年 1980年12月～1981年9月	硫黄山	噴気:硫黄岳温泉付近の噴気 地帯拡大	
昭和56年 1981年1月13～14日	新燃岳	地震群発:新燃岳付近で群発 (無感)	
昭和56年 1981年12月～1982年5月	新燃岳	噴気:新燃岳第6噴気孔の温 度上昇(最高208℃)	
昭和58年 1983年12月28～29日	新燃岳	地震群発:新燃岳付近で群発 (無感)、微動	
昭和60年 1985年8月28日～30日	新燃岳	地震群発:新燃岳付近で群発 (無感)	
昭和61年 1986年4月28日～9月21日		4月28日牧園町で3回の地震 発生、推定最大震度4～5、被 害あり。 9月21日栗野岳付近で地震2 回、深さ約3km、最大M 2.8、 えびの高原一帯で震度1。	
昭和63年 1988年10月3～9日	新燃岳	地震群発:新燃岳付近で群発 (無感)、微動	
平成元年 1989年8月26日	新湯	火山ガス	死者2名
平成3年 1991年11月13～26日 11月24日,12月2日～1月	新燃岳	地震群発:新燃岳で微小地震 の群発、微動 水蒸気の噴出 火山灰の噴出	
平成5年 1993年5月	新燃岳	地震群発	

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
平成6年 1994年6月	新燃岳	地震群発	
平成7年 1995年8月25日～30日	新燃岳	地震群発	
平成9年 1999年11月～2002年	新燃岳 御鉢	付近で時々地震増加	
平成14年 2002年6～10月	御鉢 付近	火山性微動が計13 回発生し、 火山性地震が多発	
平成15年 2003年12月12日	御鉢	時々火山性微動が発生 翌日に新しい噴気孔(T8、T9) が確認された	
平成16年 2004年1,3,7,11月	御鉢	火山性微動発生。噴気は時々 火口縁を越えた。	
平成20年 2008年8月22日	新燃岳	小規模な噴火が発生、噴火に 伴って振幅の大きな火山性微 動(霧島山A点で最大100 μ m/s)が発生	
平成22年 2010年3月30日	新燃岳	火山性微動の発生後、小規模 な噴火、その後6回噴火が発 生	
平成23年 2011年1月19日、26～28日	新燃岳	1/19に小規模な噴火 1/26に本格的なマグマ噴火が 始まり、多量の火山灰や軽石を 放出 1/27に爆発的噴火 1/28に火口内に溶岩が出現 3月1日までに爆発的噴火が13 回、9月7日までに噴火30回を 記録	噴石や空振により車や家屋のガ ラスが破損
平成26年 2014年8月20日	硫黄山 付近	硫黄山付近を震源とする継続 時間約7分の火山性微動が発 生	
平成26年 2014年10月	硫黄山	火山性地震、火山性微動発生	
平成27年 2015年2～7月	硫黄山	有感性の火山性地震で山の北 西が隆起する地殻変動確認、 噴気を再確認 高さ300mを超 える	
平成29年 2017年10月11日～17日	新燃岳	噴火(10/11から10/14までに3 回)、最大火口縁2,300m、二 酸化硫黄最大放出量11,000ト ン/日 10/17に連続噴火停止	市内広範囲(須木、野尻地区含 む)で降灰を確認

発生年月日	発生場所	火山活動の状況	災害の状況
平成30年 2018年3月～6月	新燃岳	3/1に噴火 3/6に爆発 3/10の噴火では、大きな噴石が火口から1,800m飛散 3/25の噴火では、ごく小規模な火砕流が火口縁から南東側へ約400m(火口中心から約800m)流下し、噴煙が上空約8,000m上がった	
平成30年 2018年4月19日～26日	硫黄山	4/19に火山性微動、ごく小規模な噴火 4/26に一時的に火山灰が含まれる噴煙が上がる程度の噴火	

(資料：宮崎地方気象台、宮崎県地域防災計画、宮崎県災害の記録)

G 避難施設・避難路

G-1 指定避難所一覧

令和 5 年 1 月 1 日現在

NO	施設名	住所	避難地域	施設面積 (㎡)	避難者収容 可能面積 (左の 1/2)	想定収容 人数	Wi-Fi 整備状況	優先開設 避難所	二次的開設 避難所	備考
1	小林小学校体育館	小林市細野 184-1	小林校区	1,164	582	350	○	○		
2	南小学校体育館	小林市細野 1265	南校区	600	300	180	○		○	
3	小林中学校体育館	小林市細野 565-1	小林校区	1,020	510	300	○	○		
4	細野小学校体育館	小林市細野 3921	細野校区	919	459	270	○		○	
5	細野中学校体育館	小林市細野 4374	細野校区	551	275	160	○		○	
6	三松小学校体育館	小林市堤 3519	三松校区	422	211	120	○		○	
7	三松中学校体育館	小林市堤 2331-3	三松校区	901	450	270	○		○	
8	東方小学校体育館	小林市東方 3216	東方校区	422	211	120	○		○	
9	東方中学校体育館	小林市東方 3094-2	東方校区	463	231	140	○	○		
10	永久津小学校体育館	小林市北西方 4440-8	永久津校区	437	218	130	○		○	
11	永久津中学校体育館	小林市北西方 4578	永久津校区	577	288	170	○		○	
12	西小林小学校体育館	小林市南西方 6068-1	西小林校区	600	300	180	○		○	
13	西小林中学校体育館	小林市南西方 6149	西小林校区	629	314	190	○		○	
14	幸ヶ丘小学校体育館	小林市南西方 7772	幸ヶ丘校区	420	210	120	○	○		
15	中央公民館	小林市細野 38-1	周辺住民及び全域	360	180	100	○	○		
16	市民体育館	小林市細野 38-1	周辺住民及び全域	3,276	1,638	990	○	○		
17	南地区体育館	小林市細野 979-1	南校区	999	499	300	○	○		
18	細野地区体育館	小林市細野 4374	細野校区	900	450	270	○	○		
19	三松地区体育館	小林市堤 3699-32	三松校区	917	458	270	○	○		
20	真方地区体育館	小林市真方 4906-1	周辺住民	999	499	300	○	○		
21	永久津地区体育館	小林市北西方 4076	永久津校区	999	499	300	○	○		
22	西小林地区体育館	小林市南西方 6212-イ-3	西小林校区	900	450	270	○	○		
23	文化会館	小林市駅南 232	周辺住民及び全域			100	○	○		
24	地域・観光交流センター	小林市細野 1829-16	周辺住民及び全域			200			○	大規模震災時等(帰宅困難者対応含む)
25	須木地区体育館	小林市須木中原 1738	須木校区	1,633	816	490			○	
26	須木小学校体育館	小林市須木下田 1397-2	須木校区	499	249	150	○		○	
27	須木中学校体育館	小林市須木中原 1730	須木校区	738	369	220	○		○	
28	旧島田町小学校体育館	小林市須木島田町 3181	周辺住民	708	354	210	○		○	
29	旧内山小中学校体育館	小林市須木内山 5052	周辺住民	1,032	516	310			○	
30	上九瀬公民館	小林市須木島田町 3734-5	周辺住民			40		○		
31	下九瀬公民館	小林市須木島田町 3497-1	周辺住民			40		○		
32	夏木地区多目的研修集会施設夏木館	小林市須木島田町 2858-2	周辺住民			40		○		
33	高齢者コミュニティセンター城山館	小林市須木下田 662-1	周辺住民			40		○		
34	堂屋敷集会施設	小林市須木島田町 3070-57	周辺住民			20		○		
35	中河間地区生活改善センター	小林市須木中原 2346	周辺住民			50		○		
36	原地区集会施設	小林市須木中原 1819-2	周辺住民			40		○		
37	下田地区農業構造改善センター永田館	小林市須木下田 1244-1	周辺住民			40		○		
38	奈佐木地区多目的研修集会施設	小林市須木奈佐木 4214-1	周辺住民			80	○	○		
39	内山地域福祉センター	小林市須木内山 5203-1	周辺住民			60	○	○		
40	須木総合ふろさとセンター	小林市須木中原 1741-1	須木校区及び須木全域			300	○		○	大規模震災時等で土砂災害の危険性がない場合
41	紙屋小学校体育館	小林市野尻町紙屋 1766-1	紙屋校区	565	282	170	○		○	
42	紙屋中学校体育館	小林市野尻町紙屋 1754	紙屋校区	745	372	220	○		○	
43	野尻小学校体育館	小林市野尻町東麓 25	野尻校区	925	462	280	○		○	
44	野尻中学校体育館	小林市野尻町東麓 2570-4	野尻校区	1,090	545	330	○		○	
45	栗須小学校体育館	小林市野尻町三ヶ野山 4136-1	栗須校区	605	302	180	○		○	
46	紙屋地区体育館	小林市野尻町紙屋 2897-6	紙屋校区	437	218	130			○	
47	三ヶ野山地区体育館	小林市野尻町三ヶ野山 4095-3	栗須校区	502	251	150			○	
48	紙屋老人福祉館	小林市野尻町紙屋 1994-1	紙屋校区	147	73	40	○	○		
49	野尻町農村環境改善センター	小林市野尻町三ヶ野山 4336-54	野尻校区及び野尻全域	520	260	150	○		○	大規模震災時等
50	野尻町いきいきコミュニティセンター	小林市野尻町三ヶ野山 4093-4	栗須校区	109	54	30	○	○		
51	野尻町保健福祉センター	小林市野尻町東麓 1158-3	野尻校区	250	125	70	○	○		
52	西諸広域行政事務組合消防本部	小林市真方 493	周辺住民	224	112	60			○	3階訓練施設
合計						9,740	(想定収容人数は、3.3㎡当り 2 人を基本とする)			

※施設面積の記載のない施設については、実収容可能人数を想定し記載している。

G-2 指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	避難地域	異常な現象の種類		想定収容人数 (屋内施設)
				地震	火山現象	
1	小林小学校グラウンド	小林市細野 184-1	小林校区	○		
2	南小学校グラウンド	小林市細野 1265	南校区	○		
3	小林中学校グラウンド	小林市細野 565-1	小林校区	○		
4	細野小学校グラウンド	小林市細野 3921	細野校区	○		
5	細野中学校グラウンド	小林市細野 4374	細野校区	○		
6	細野地区体育館	小林市細野 4374	細野校区	○	○	270
7	三松小学校グラウンド	小林市堤 3519	三松校区	○		
8	三松中学校グラウンド	小林市堤 2331-3	三松校区	○		
9	東方小学校グラウンド	小林市東方 3216	東方校区	○		
10	東方中学校グラウンド	小林市東方 3094-2	東方校区	○		
11	永久津小学校グラウンド	小林市北西方 4440-8	永久津校区	○		
12	永久津中学校グラウンド	小林市北西方 4578	永久津校区	○		
13	西小林小学校グラウンド	小林市南西方 6068-1	西小林校区	○		
14	西小林中学校グラウンド	小林市南西方 6149	西小林校区	○		
15	幸ヶ丘小学校グラウンド	小林市南西方 7772	幸ヶ丘校区	○		
16	西小林地区体育館	小林市南西方 6212-イ-3	西小林、幸ヶ丘校区	○	○	270
17	文化会館駐車場	小林市駅南 232	周辺住民	○		
18	小林高校グラウンド	小林市真方 124	周辺住民	○		
19	小林秀峰高校グラウンド	小林市水流迫 664-2	周辺住民	○		
20	市立図書館駐車場	小林市細野 367-1	周辺住民	○		
21	JACこばやし駐車場	小林市細野 1321	周辺住民	○		
22	小林総合運動公園	小林市南西方 2085	周辺住民	○		
23	中央ふれあい広場	小林市細野 1823-5	周辺住民	○		
24	八幡原市民総合センターグラウンド	小林市堤 108-1	周辺住民	○		
25	須木小学校グラウンド	小林市須木下田 1397-2	須木校区	○		
26	須木中学校グラウンド	小林市須木中原 1730	須木校区	○		
27	須木総合ふるさとセンター	小林市須木中原 1741-1	周辺住民	○		
28	旧鳥田町小学校グラウンド	小林市須木鳥田町 3181	周辺住民	○		
29	旧内山小中学校グラウンド	小林市須木内山 5052	周辺住民	○		
30	紙屋小学校グラウンド	小林市野尻町紙屋 1766-1	紙屋校区	○		
31	紙屋中学校グラウンド	小林市野尻町紙屋 1754	紙屋校区	○		
32	野尻小学校グラウンド	小林市野尻町東麓 25	野尻校区	○		
33	野尻中学校グラウンド	小林市野尻町東麓 2570-4	野尻校区	○		
34	栗須小学校グラウンド	小林市野尻町三ヶ野山 4136-1	栗須校区	○		
35	大塚原運動広場	小林市野尻町三ヶ野山 4336-19	周辺住民	○		
36	三ヶ野山運動広場	小林市野尻町三ヶ野山 1620-1	周辺住民	○		
37	野尻町保健福祉センター	小林市野尻町東麓 1158-3	周辺住民	○		

G-3 応急仮設住宅建設予定地

区 域	建設予定地(候補地)
小林区域	八幡原市民総合センターグラウンド、各地区運動広場
須木区域	須木運動広場、旧鳥田町小学校、内山運動広場
野尻町区域	三ヶ野山運動広場、あすなろ公園運動広場、紙屋運動広場

G-4 指定福祉避難所一覧

NO	施設・場所名	住所	対象者	備考
1	宮崎県立小林こすもす支援学校 高等部	小林市真方 124	在籍する児童生徒及び その家族や保護者	

G-5 指定避難路一覧(小林地区)

路線番号	市 道 名	備 考	路線番号	市 道 名	備 考
1	二原・下津佐線	1 級	218	下ノ馬場・小林玉線	その他
2	陰陽石・瀬ノ口線	1 級	219	下ノ馬場・北小林原線	その他
11	北小林原・高山線	1 級	234	売子木 1 号線	その他
13	売子木・石氷線	1 級	239	瀬戸ノ口 1 号線	その他
14	競馬場・川無線	1 級	241	瀬戸ノ口 3 号線	その他
17	競馬場・池ノ上線	1 級	288	島田・中ノ原線	その他
19	平ノ前・出ノ山線	1 級	289	中ノ原 2 号線	その他
21	牧場・大王線	1 級	298	上新田 2 号線	その他
22	種子田・永久津線	1 級	314	五日町 2 号線	その他
23	種子田・深草線	1 級	357	池ノ原 1 号線	その他
24	新竹線	1 級	358	五日町・池ノ原 1 号線	その他
25	駅南東西線	1 級	359	五日町・池ノ原 2 号線	その他
28	石氷・小田方線	1 級	379	萩谷 3 号線	その他
29	石氷・池ノ原線	1 級	380	萩谷 4 号線	その他
51	西ノ川・伊東塚線	2 級	401	城山団地 5 号線	その他
53	沢牟田・北八反線	2 級	408	永田平 4 号線	その他
54	南小林原・売子木線	2 級	409	永田平 3 号線	その他
57	上ノ馬場・堅田原線	2 級	414	一本杉 6 号線	その他
58	五日町・池ノ原線	2 級	415	一本杉 5 号線	その他
61	北八反・瀬戸ノ口線	2 級	416	八幡原・川無線	その他
63	愛宕・茶磨川線	2 級	439	登立・大人形線	その他
64	北小林原・後川内線	2 級	450	一本杉・川無線	その他
67	永田平・川無線	2 級	452	川無・前門塚 1 号線	その他
68	湾津・夷守線	2 級	469	池ノ原 3 号線	その他
69	桧坂・上新田線	2 級	572	永久津 3 号線	その他
71	上新田・神ノ原線	2 級	589	永久津中学校前線	その他
75	木切倉・瀬ノ口線	2 級	590	永久津・黒仁田線	その他
76	下津佐・池ノ上線	2 級	594	永久津 4 号線	その他
79	木場・岩瀬線	2 級	679	所返線	その他
81	孝ノ子・出ノ山線	2 級	680	三松・前ノ迫線	その他
83	今別府・平川線	2 級	781	出ノ山 2 号線	その他
102	板橋・十三塚線	その他	784	平ノ前 4 号線	その他
108	西ノ原・帯刀川原線	その他	840	猫塚・大久保線	その他
114	川無・後谷線	その他	869	西小林中学校通線	その他
125	神ノ原・西牧場線	その他	870	鬼塚・一重原線	その他
128	神ノ原・生駒線	その他	878	大久保・西轟木線	その他

路線番号	市道名	備考	路線番号	市道名	備考
922	平ノ前6号線	その他	1090	竹山・大王線	その他
927	永久井野2号線	その他	1091	生駒・千歳3号線	その他
942	十三塚・板橋線	その他	1092	岡原・永久井野線	その他
961	谷ノ木1号線	その他	1093	千歳・西木場線	その他
995	生駒8号線	その他	1096	高山・上菌線	その他
1025	城山団地8号線	その他	1100	下尻・今別府線	その他
1032	出ノ山・生駒線	その他	1101	檜木・堂之尾線	その他
1033	生駒高原2号線	その他	1123	孝ノ子・島田2号線	その他
1036	出ノ山・大王線	その他	1129	三ノ宮・八所1号線	その他
1049	竹山・旭台線	その他	1130	三ノ宮・八所3号線	その他
1075	横道1号線	その他			

G-5 指定避難路一覧(須木地区)

路線番号	市道名	備考	路線番号	市道名	備考
2001	夏木・九瀬線	1級	2133	東の前・保育所線	一般
2002	永田・多古羅線	1級	2153	須木中・上床線	一般
2003	原町・袋線	1級	2173	宮地・上ノ原線	一般
2051	麓・大王谷線	2級	2202	神原・向江線	一般
2115	表・松の本線	一般			

G-5 指定避難路一覧(野尻地区)

路線番号	市道名	備考	路線番号	市道名	備考
3001	新町・沖ノ尾線	1 級	3059	吉村・水流平線	2 級
3002	新町・秋社線	1 級	3064	瀬戸ノ口・柿川内線	2 級
3003	今別府・池ノ尾線	1 級	3066	陣原・牟田原線	2 級
3004	天ヶ谷・寺原線	1 級	3118	黒谷・上ノ原線	一般
3005	東麓・石瀬戸線	1 級	3149	吉村・水流平線	一般
3008	牟田原・川平線	1 級	3155	本町・大王線	一般
3009	大塚原・角内線	1 級	3159	東仲町・中ノ丁線	一般
3010	大脇・角内線	1 級	3170	大塚原・陣原線	一般
3011	鳥帽子丘・釘松線	1 級	3173	跡瀬・大久保線	一般
3012	栗須・大沢津線	1 級	3183	猿瀬・二間橋線	一般
3013	大沢津・瀬戸ノ口線	1 級	3191	陣原・小坂線	一般
3014	追分・西鶴戸原線	1 級	3212	大脇・栗須線	一般
3051	新村・堀切線	2 級	3226	栗須・森野原線	一般
3052	新村・一里山線	2 級	3236	野々崎・三ノ宮線	一般
3054	紙屋・須木線	2 級	3255	石瀬戸・大平山線	一般
3055	立神・池ノ尾線	2 級	3260	北栗須線	一般
3056	今別府・八久保線	2 級	3277	三ヶ野山体育館線	一般
3057	松山・境別府線	2 級	3278	三ヶ野山体育館西線	一般

H 備蓄・救助・輸送等

H-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号 制 定

第 1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。
 - (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
 - (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
 - (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合ア分任物品

管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡

しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの実を証する事項及び引渡し時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつき次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡し災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

H-2 応急給水用機械器具の調達先・調達量

種 別	能 力	数 量	所 管	備 考
消防タンク車	2,000 リットル積	1	西諸広域行政事務組合消防本部	中央消防署 1 台
〃	〃	1	〃	須木分遣所 1 台
〃	〃	1	〃	野尻分遣所 1 台
〃	3,000 リットル積	1	市危機管理課（野尻地区）	第 8 分団第 1 部
給水タンク	500 リットル	7	市上下水道課	
〃	800 リットル	1	〃	
〃	1,000 リットル	12	〃	
ポリ容器	20 リットル	55	〃	
給水袋	6 リットル	1,200	〃	
緊急時用浄水装置	2m ³ /h	1	〃	簡易ろ過機
緊急用給水栓セット	4 個/セット	4	〃	消火栓に設置

H-3 給水活動の応援要請先及び要請方法

要 請 先	要 請 方 法
小林地区管工事協同組合	上下水道対策部上下水道対策班から要請する。
近 隣 市 町 村	本部班を通じて要請する。
自 衛 隊	本部班を通じて要請する。
消 防 署	本部班を通じて要請する。

H-4 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧

(1) 小林地区

番号	名 称	所在地	状 況
1	総合運動公園陸上競技場	南西方	陸上競技場
2	生駒高原多目的広場	南西方	広場
3	総合運動公園展望広場	南西方	広場
4	消防団訓練広場	細野	広場
5	西小林中学校	南西方	学校グラウンド
6	三松小学校	堤	学校グラウンド
7	東方小学校	東方	学校グラウンド
8	永久津小学校	北西方	学校グラウンド
9	小林ひなもり集会訓練場	細野	広場
10	入佐運動公園	北西方	広場
11	総合運動公園多目的広場	南西方	広場
12	緑ヶ丘公園自由広場	真方	広場
13	八幡原市民総合センター	堤	グラウンド

(2) 須木地区

番号	名 称	所在地	状 況
1	内山地区運動広場	内山	グラウンド
2	須木中学校	中原	学校グラウンド
3	須木運動広場	下田	グラウンド
4	須木小学校	中原	学校グラウンド
5	田代八重	中原	広場
6	旧内山小中学校	内山	グラウンド

(3) 野尻地区

番号	名 称	所在地	状 況
1	あすなろ公園上面広場	東麓	広場
2	野尻中学校	東麓	学校グラウンド
3	紙屋中学校	紙屋	学校グラウンド
4	三ヶ野山運動広場	三ヶ野山	駐車場
5	紙屋運動広場	紙屋	グラウンド
6	栗須小学校	三ヶ野山	学校グラウンド

H-5 緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

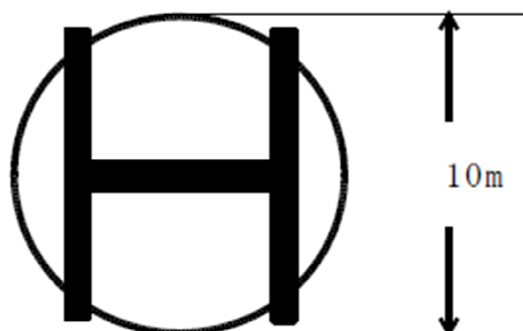
(1) 緊急ヘリポートの選定基準

- ①使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
- ②離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- ③あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10m の H 印を行い、着陸中心を示すこと。（下図参照）
- ④夜間は、離着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- ⑤離着陸場と市町村役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- ⑥ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ⑦地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
- ⑧四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。

また、離着に要する地積は、(2)に示すとおりである。

- ⑨物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- ⑩大型車両等が進入できること。
- ⑪林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100 t 以上）を考慮すること。
- ⑫離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

■離着陸場



(2) 離着陸のための最小限所要地積

【要件A】

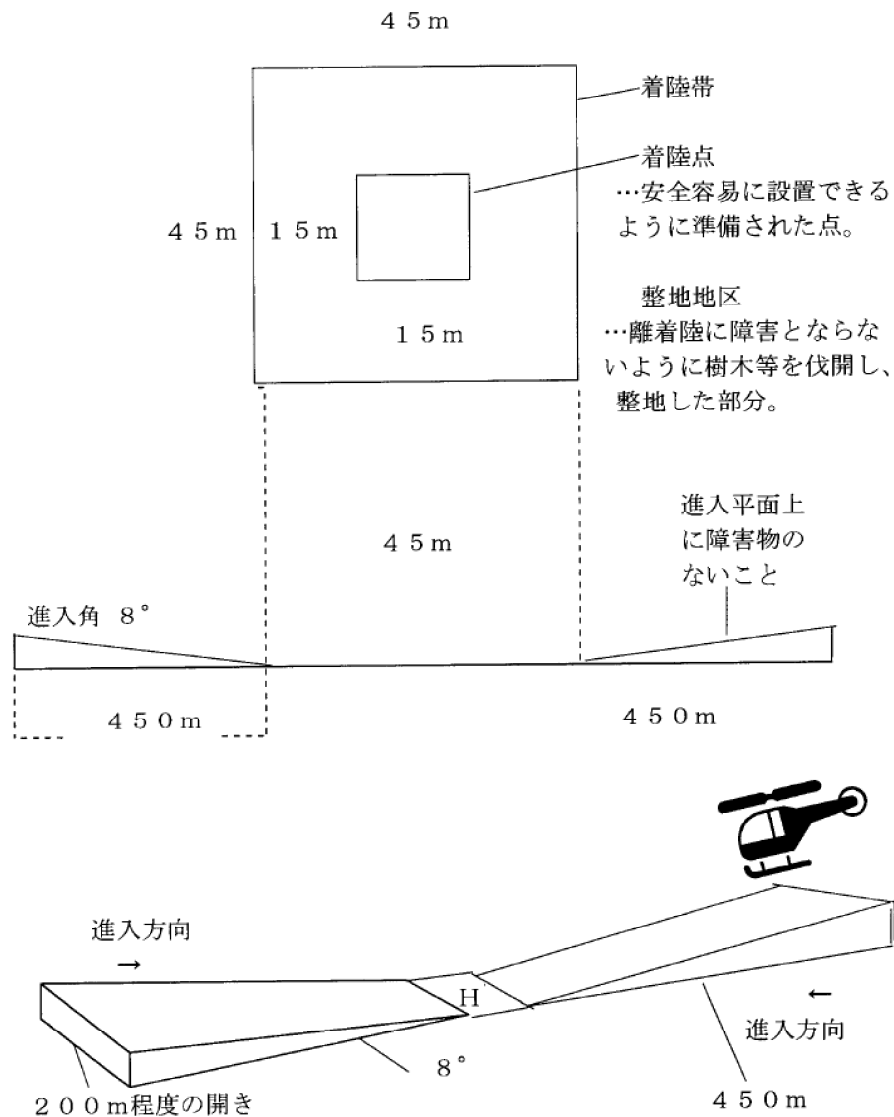
1. 離着陸のための必要最小限度の地積

- ①45m×45m の地積は無障害地帯であること（下図参照）。
- ②進入平面より上に障害物のないこと。

2. 地表面等の状況

- ①地表面は、堅固であること。（コンクリート、芝生は最適）
- ②十分に平坦であること。
- ③最大縦断勾配及び最大横断勾配は5％であること。
- ④四囲にあまり障害物のないこと。
- ⑤車両の進入路のあること。

■離着陸のための必要最小限度の地籍(45m×45m)



【要件B】

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

1. 地積

最低 10,000 m^2 (100×100) m^2 の広さを有し、平坦であること。

(地積はできれば 15,000 m^2 以上が望ましい。)

2. 水利

①近くに水源があること。

②水源は、最低 100 トンはあること。

③1 m^3 /分以上の取水が可能であること。

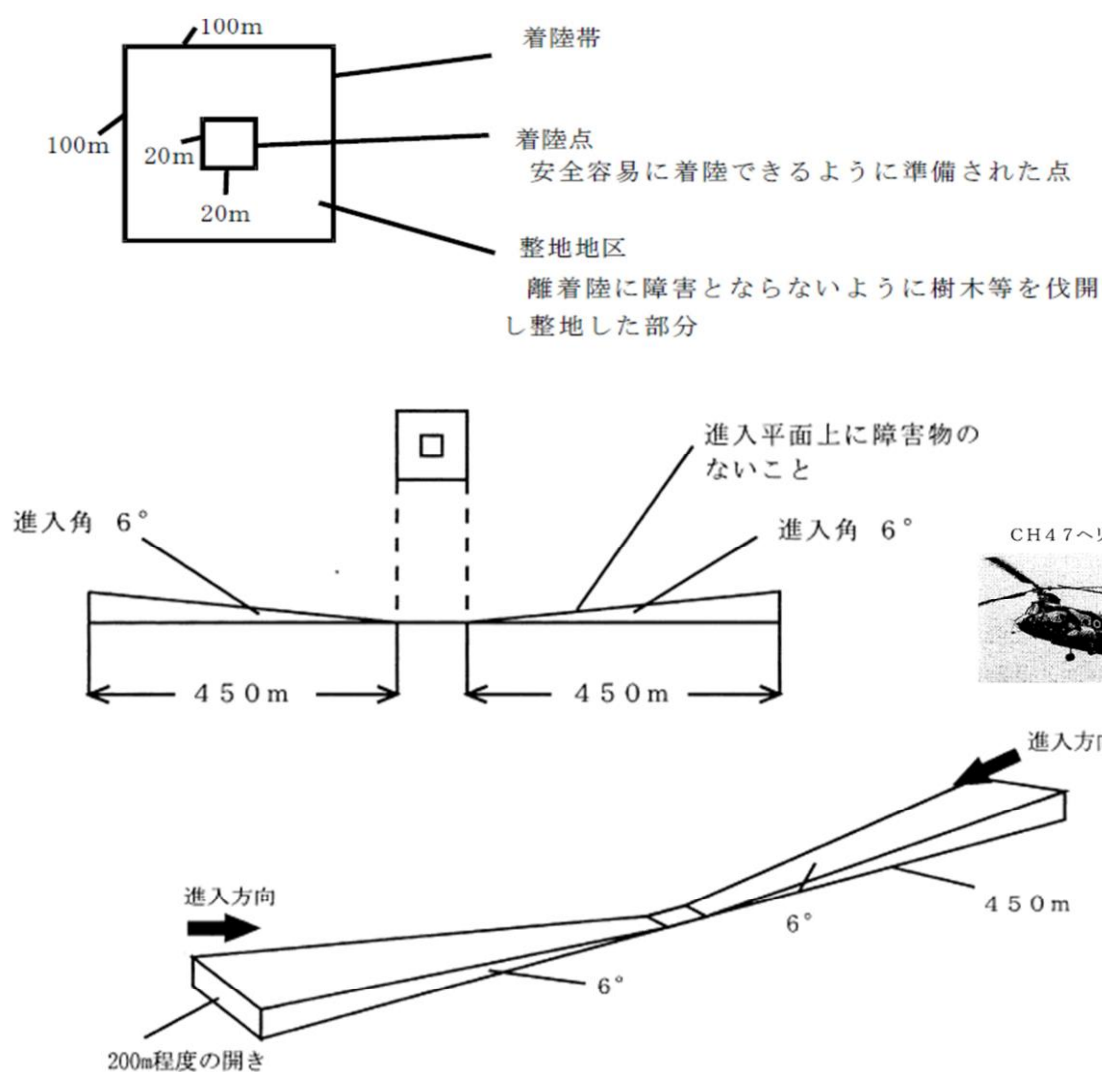
3. 車両の進入

資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。

(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

■離着陸のための必要最小限度の地籍(100m×100m)

参考 (C H47ヘリ 離着陸のための必要最小限度の地積)

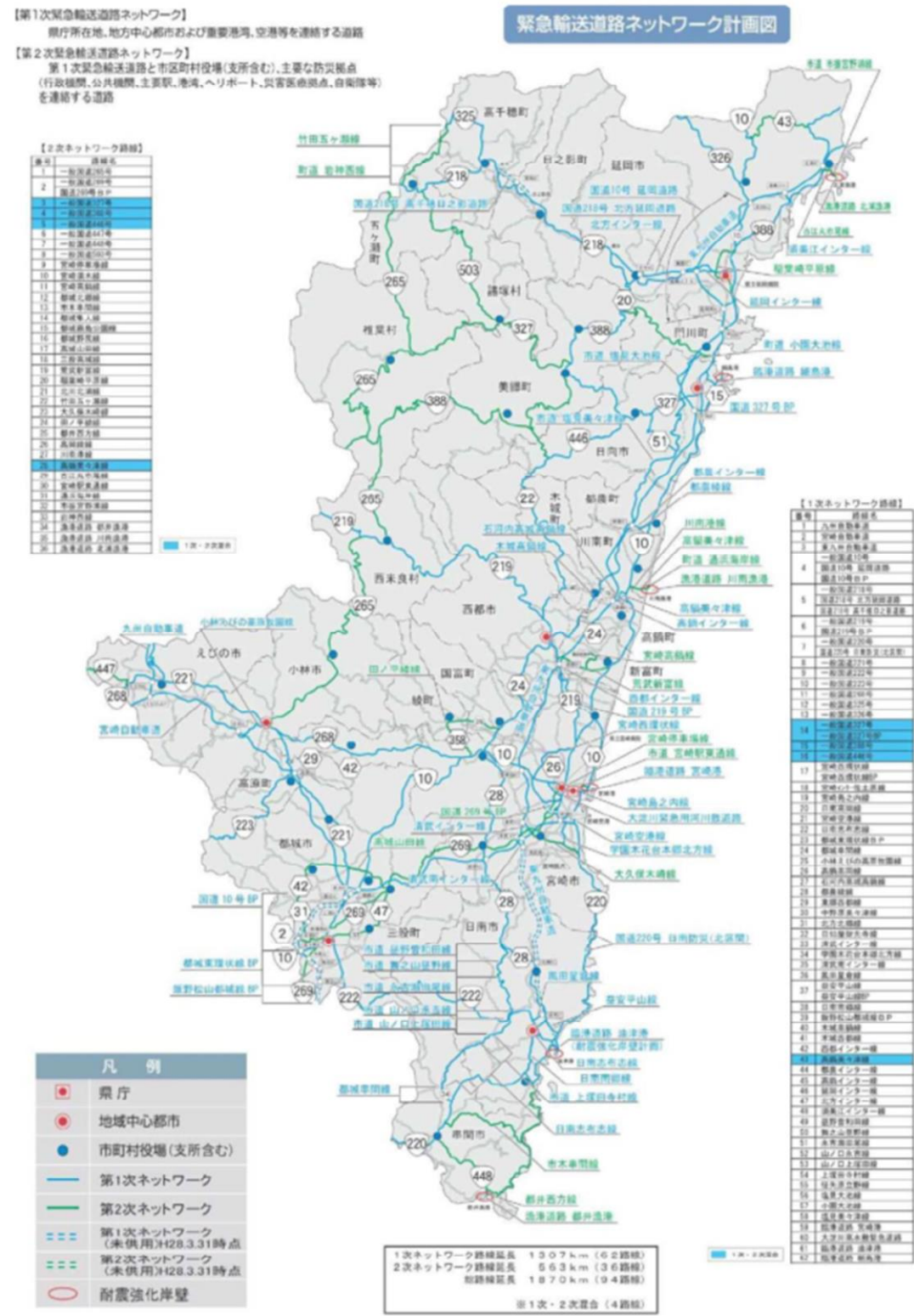


(資料：宮崎県地域防災計画)

H-6 指定緊急輸送道路一覧

(1) 第1次、第2次指定緊急輸送道路（県指定）

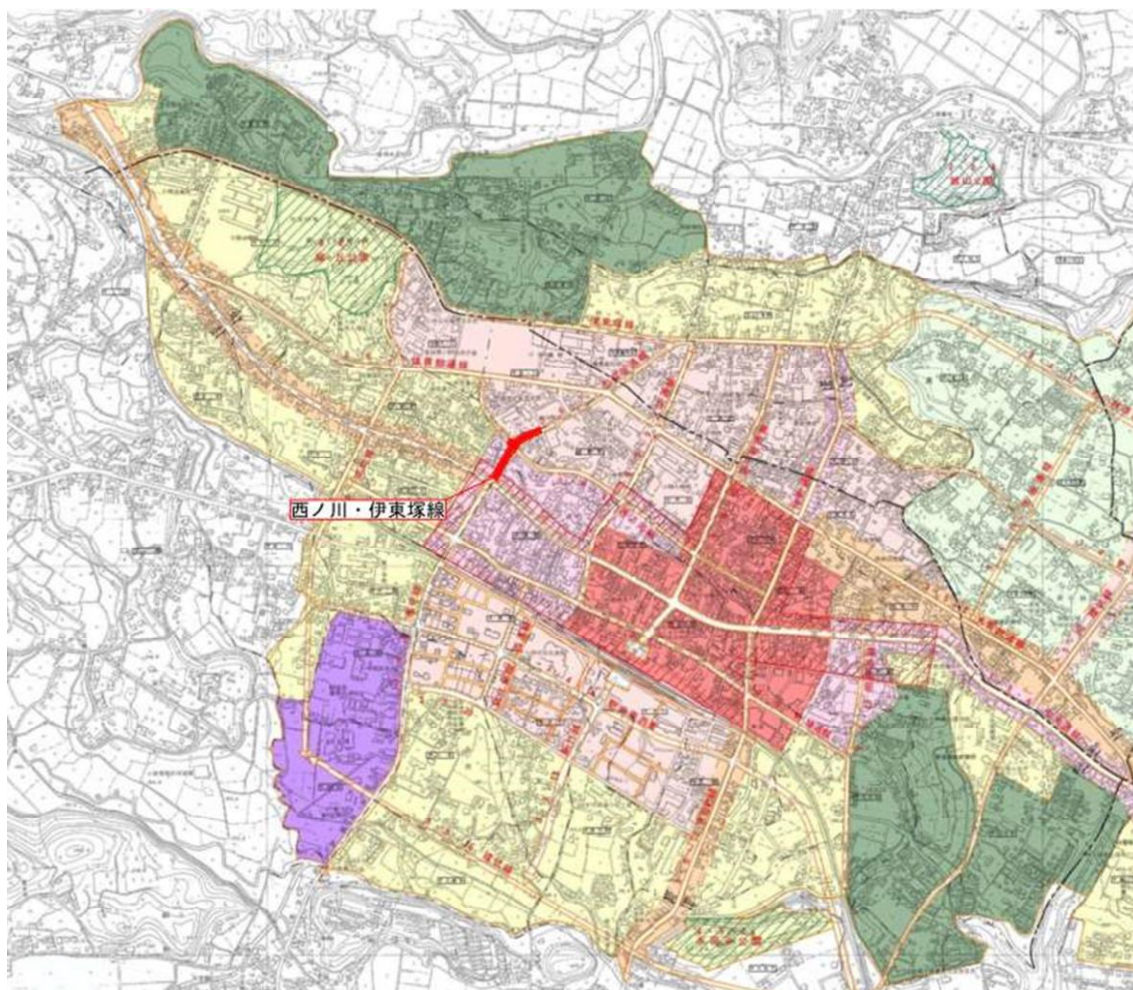
＜緊急輸送道路ネットワーク計画図＞



（資料：宮崎県地域防災計画）

(2) 第3次指定緊急輸送道路（市が指定）

路線番号	路線名	起点・終点	備考
51	西ノ川・伊東塚線	起点 細野字岡原 439 番 7 地先 終点 細野字野間 281 番 5 地先	



I 関係施設等の状況

I-1 し尿処理施設

施設名	所在地	1 日処理能力	処理方法
小林市 KNT クリーンセンター	東方 1066-2	88 キロリットル	膜分離高負荷生物 脱窒素処理方法＋高度処理方法

I-2 ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
小林市一般廃棄物最終処分場	東方 1079-13	埋立全許容量 247,400m ³	埋設

I-3 火葬場の所在・名称及び処理能力

施設名	所在地	1 日処理能力	備 考
西諸広域葬祭センター	東方 1046-3	15 体	

I-4 病院等一覧

令和5年11月1日現在

No.	機 関 名	住 所	電話番号
1	池井病院	小林市真方 87	23-4151
2	池田病院	小林市真方 27-1	23-3535
3	西小林診療所	小林市北西方 1212	27-1034
4	小林泌尿器科クリニック	小林市駅南 301	25-0505
5	小林保養院	小林市堤 2939	22-2836
6	上田内科	小林市細野 1877-5	23-3377
7	内村病院	小林市水流迫 852-1	23-2575
8	整形外科フレンドクリニック	小林市細野 134-15	22-3132
9	整形外科押領司病院	小林市細野 162-1	22-3131
10	沖内科・小児科医院	小林市細野 59-8	22-4043
11	桑原記念病院	小林市細野 167	22-4138
12	小林市立須木診療所	小林市須木下田 1224	48-2025
13	すわクリニック	小林市南西方 8198-1	22-6489
14	高崎皮膚科医院	小林市本町 49-3	22-8521
15	立山整形外科医院	小林市駅南 281	22-1717
16	くすもと内科クリニック	小林市堤 3516-3	23-1115
17	小林市立内山へき地診療所	小林市須木内山 5203-1	48-2025
18	針貝眼科医院	小林市細野 158	22-2322
19	ひろた内科クリニック	小林市堤 2792-24	25-0550
20	柊山医院	小林市真方 118	22-2503
21	ほりファミリークリニック	小林市細野 436-10	23-3988
22	整形外科前原病院	小林市細野 2033	23-1711
23	槇内視鏡内科医院	小林市真方 242	22-2819
24	小林中央眼科	小林市細野 55-1	23-5300
25	園田病院	小林市堤 3005-1	22-2221
26	宮崎医院	小林市細野 1619	22-2841
27	前田内科医院	小林市細野 2759-1	22-5802
28	よしむら循環器内科クリニック	小林市細野 1606-1	27-3339
29	和田クリニック	小林市堤 3727-1	23-5653
30	小林市立病院	小林市細野 2235-3	23-4711
31	押川病院	小林市野尻町東麓 1082-1	44-1005
32	野尻中央病院	小林市野尻町東麓 1176	44-1141
33	みまつこどもクリニック	小林市堤 2322-4	22-1234

令和3年10月1日現在

施設の種類		施設名称等	
地域包括支援センター	小林地区	・小林市地域包括支援センター	
	野尻地区	・のじり地域包括支援センター	
在宅介護支援センター	小林地区	・第1在宅介護支援センター（ひなもり園内） ・第2在宅介護支援センター（シルバーランド望峰の里内） ・第3在宅介護支援センター（陽光の里内）	
	須木地区	・須木地域型在宅介護支援センター（美穂の里内）	
	野尻地区	・野尻在宅介護支援センター（野尻町保健福祉センター内）	
高齢者コミュニティセンター	小林地区	・南部いろり村	・西部いろり村
	須木地区	・城山館	
シルバー人材センター	小林地区	・小林市シルバー人材センター	
養護老人ホーム	小林地区	・慈敬園	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	小林地区	・ゆうゆう ・和楽 ・あったか村 ・風の丘 ・さくらの園 ・ひなた ・幸ちゃんの家 1号館	・ひなもり ・ひだまり ・なごみ ・いろは ・ふくじゅ ・まごころ
	野尻地区	・むつみ ・幸ちゃんの家 2号館 ・ライフ	・和 ・太陽の郷（休止中） ・へいわ
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	小林地区	・ひなもり園 ・地域密着型 ソレイユの丘	・陽光の里
	須木地区	・美穂の里	
	野尻地区	・きりしまの園	
介護老人保健施設	小林地区	・さわやかセンター ・相愛苑	・すこやかセンターこばやし ・みずほ
介護療養型医療施設等	小林地区	・桑原記念病院	・小林保養院
特定施設	小林地区	・上町介護付有料老人ホーム ・温泉付有料老人ホームマザーヒルズ	・養護老人ホーム慈敬園

(資料：小林市地域福祉計画)

(2) 障がい者(児)福祉施設

施設の種類		施設名称等
居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護事業所	小林地区	・小林市社会福祉協議会介護センター ・陽光の里 ・ひなもり園ヘルパーセンター ・三和ケアサービスセンター ・本町ヘルパーセンター ・訪問介護センター ヨシムラ ・訪問介護ステーション あゆみ
	須木地区	・小林市社会福祉協議会須木支所
生活介護事業所	小林地区	・日章野菊の里 障害者地域支援センター ・ふれあいの里 ・あさひの里 ハッピーポパイ ・障害者支援施設 ありの実園
自立支援(生活訓練)事業所	小林地区	・ふれあいの里
	野尻地区	・ふれあいの里 のじりコミュート
就労移行支援事業所	小林地区	・グリーンマーリン ・イエローマーリン
就労継続支援A型事業所	小林地区	・グリーンマーリン
就労継続支援B型事業所	小林地区	・ふれあいさろん「元気」 ・ふれあいの里 ・あさひの里ハッピーポパイ ・多機能型事業所 TSUNAGU
	野尻地区	・ふれあいの里 のじりコミュート ・スマイルハウス
就労定着支援事業所	小林地区	・ふれあいの里
短期入所事業所	小林地区	・日章野菊の里 障害者支援センター ・障害者支援施設 ありの実園 ・リノラ未来
障害者支援施設	小林地区	・日章野菊の里 障害者支援センター ・障害者支援施設 ありの実園
共同生活援助(グループホーム)	小林地区	・障害者支援施設 ありの実園 ・ふれあいの里 ・日章野菊の里ケアホーム ・ちろりん ちろりん2号館 ・かすみ荘 ・あさひの里 ハッピーヴィレッジ

施設の種類		施設名称等
相談支援事業所	小林地区	・日章野菊の里 そうだんサポートセンター ・ゆるいとタウン とんで一の ・そうだんサポートセンターあさひ ・相談支援センター Y U I ・ありの実園相談室 ・小林市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所 ・相談支援事業所 O h a n a ・相談支援事業所 C O N N E C T
移動支援事業所	小林地区	・ひなもり園ヘルパーセンター ・本町ヘルパーセンター ・ヘルパーセンター悠 ・小林市社会福祉協議会介護センター ・訪問介護ステーションあゆみ ・リノラ未来
訪問入浴サービス事業所	小林地区	・小林市社会福祉協議会
地域活動支援センター	小林地区	・ゆるいとタウン とんで一の（Ⅰ型） ・日章野菊の里 障害者地域支援センター（Ⅱ型） ・NPO法人 あゆみの会（Ⅲ型）
日中一時支援事業所	小林地区	・障害者支援施設 ありの実園 ・ふれあいの里 ・さぼーとハウス和音 ・日章野菊の里 障害者地域支援センター ・ほのぼの園
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所	小林地区	・児童発達支援センター ぴゅあはーと ・児童療育センター ほのぼの園 ・児童通所支援センター オリーブ ・児童療育サポートセンター ぴこっと ・児童療育サポートセンター ぴこっと西町 ・児童発達支援事業所 O h a n a ・放課後等デイサービス ジェナ ・放課後等デイサービス いーず ・放課後等デイサービス ブーゲンビリア ・放課後等デイサービス A o ・さぼーとハウス和音
基幹相談支援センター		・にしもろ基幹相談支援センター

(資料：小林市地域福祉計画)

(3) その他保健福祉施設

施設の種類		施設名称等
保健センター	小林地区	・ 小林市保健センター
	須木地区	・ 須木保健センター
	野尻地区	・ 野尻町保健福祉センター「友愛会館」
高齢者施設	小林地区	・ 小林市高齢者交流センター百歳会館
	野尻地区	・ 野尻町いきいきコミュニティセンター ・ 紙屋老人福祉館
その他福祉センター等	須木地区	・ 内山地域福祉センター ・ 須木総合ふるさとセンター

(資料：小林市地域福祉計画)

I-6 小・中学校等一覧

(1) 小学校一覧

名 称	位 置
小林市立小林小学校	小林市細野184番地 1
小林市立南小学校	小林市細野1265番地
小林市立細野小学校	小林市細野3921番地
小林市立三松小学校	小林市堤3519番地
小林市立東方小学校	小林市東方3216番地
小林市立永久津小学校	小林市北西方4440番地 8
小林市立西小林小学校	小林市南西方6068番地 1
小林市立幸ヶ丘小学校	小林市南西方7772番地
小林市立須木小学校	小林市須木下田1397番地 2
小林市立野尻小学校	小林市野尻町東麓25番地
小林市立栗須小学校	小林市野尻町三ヶ野山4136番地 1
小林市立紙屋小学校	小林市野尻町紙屋1766番地 1

(2) 中学校一覧

名 称	位 置
小林市立小林中学校	小林市細野565番地 1
小林市立細野中学校	小林市細野4374番地
小林市立三松中学校	小林市堤2331番地 3
小林市立東方中学校	小林市東方3094番地 2
小林市立永久津中学校	小林市北西方4578番地
小林市立西小林中学校	小林市南西方6149番地
小林市立須木中学校	小林市須木中原1730番地
小林市立野尻中学校	小林市野尻町東麓2570番地 4
小林市立紙屋中学校	小林市野尻町紙屋1754番地

(3) 認可保育所、認定こども園、幼稚園一覧

令和3年10月1日現在

施設の種類		施設名称等	
認可保育所	小林地区	・市立中央保育所 ・私立小林乳児保育園 ・私立さくら保育園 ・私立まがた保育園 ・私立永久津保育園	・私立南保育園 ・私立細野保育園 ・私立朝日保育園 ・私立東方保育園
	須木地区	・市立須木中央保育園	
	野尻地区	・私立野尻保育園 ・市立栗須保育園	・私立紙屋保育園
認定こども園	小林地区	・認定こども園日章	・認定こども園ひまわり保育園
		・認定こども園みまつ	・認定こども園西小林保育園
		・認定こども園朋こども園	・認定こども園こぼと保育園
		・認定こども園小林昭和幼稚園	・認定こども園こすもす
		・認定こども園太陽の子幼稚園	・私立小林カトリック幼稚園
	野尻地区	・大塚原認定こども園	
幼稚園	小林地区	・私立育英幼稚園 ・私立小林幼稚園（休園中）	・私立かおる幼稚園
	野尻地区	・市立野尻幼稚園	

(資料：小林市地域福祉計画)

I-7 文化財一覧

(1) 国指定文化財

令和4年3月1日現在

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月日
1	エヒメアヤメ自生南限地帯	天然記念物	南西方 8008 - 1~8008-17	S43. 6. 14
2	オオヨドカワゴロモ自生地	〃	岩瀬川河川区域の内、旧岩瀬橋から同河川と辻の堂川との合流地点までの間	H28. 3. 1

(2) 指定文化財

令和4年3月1日現在

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月日
1	野尻村古墳（大萩古墳）	史跡	野尻町三ヶ野山 3251-3	S8. 12. 5
2	伊東塚	〃	真方 160-2	S9. 4. 17
3	須木村古墳	〃	須木中原 1753-1、2	S9. 4. 17
4	池ノ原一里塚	〃	野尻町紙屋 3865-2	S11. 7. 17
5	漆野原一里塚	〃	野尻町紙屋 547-13	S11. 7. 17
6	小林町古墳6基	〃	水流迫 178 ほか5	S14. 1. 27
7	東麓石窟仏	〃	野尻町東麓（崎園）	S32. 12. 15
8	本田遺跡	〃	東方 6125-18	S51. 3. 26
9	東二原地下式横穴墓群	〃	真方 6003-7 ほか	H27. 9. 7
10	六地藏幢	有形文化財	水流迫 154-6	S40. 8. 17
11	東方大丸太鼓橋	〃	東方二区（大丸）	H15. 4. 24
12	輪太鼓踊	無形民俗文化財	東方、細野一区	S37. 5. 15
13	須木の滝	名勝	須木下田（鶴菌）	S8. 12. 5

(3) 市指定文化財

令和4年3月1日現在

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月日
1	米良筑後守の墓	史跡	須木下田（坂ノ下）	S49. 11. 1
2	内場仏飯講の碑	〃	野尻町三ヶ野山（南八所）	S56. 9. 18
3	紙屋関所跡	〃	野尻町紙屋 1737-1	S56. 9. 18
4	伊集院源次郎忠真の供養塔	〃	野尻町東麓 1162-1	S56. 9. 18
5	紙屋城第二の空堀跡	〃	野尻町紙屋 640-1、640-3	S63. 3. 8
6	野尻城井戸跡	〃	野尻町東麓 3680-7	H1. 11. 4
7	粥餅田古戦場跡	〃	北西方 2450-46	H4. 10. 26
8	永久井野かくれ念仏洞	〃	北西方 4160-7	H4. 10. 26
9	霧島岑神社御神像六軀	有形文化財	細野 4938-1、2	S43. 8. 2
10	十一面観音像	〃	須木下田（永田区観音堂）	S49. 11. 1
11	米良筑後守の首桶	〃	須木中原 1741-1 須木総合ふるさとセンター内	S49. 11. 1

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月日
12	尾殿遺跡出土の弥生式土器	有形文化財	須木中原 1741-1 須木総合ふるさとセンター内	S49. 11. 1
13	永仁の碑	〃	堤 4716-2	S52. 4. 1
14	東麓磨崖仏	〃	野尻町東麓 4175-1	S56. 9. 18
15	新田場の田の神	〃	真方 5390	H2. 3. 28
16	穂屋下古石塔群	〃	水流迫 885	H2. 3. 28
17	大久津古石塔群	〃	東方 1449-1	H2. 3. 28
18	石氷橋	〃	北西方（石氷）	H2. 3. 28
19	橋満橋	〃	東方（橋満）	H2. 3. 28
20	東栗巣野六地藏幢	〃	東方 804	H4. 10. 26
21	鰐口	〃	南西方（個人所蔵） 北西方（個人所蔵）	H4. 10. 26
22	仲間の田の神	〃	東方（陰陽石）	H18. 3. 23
23	霧島岑神社雲龍巻柱	〃	細野 4937	R2. 8. 25
24	レンゲツツジ	天然記念物	須木鳥田町（下九瀬）	S50. 5. 23
25	ケナシベニバナヤマシャク ヤク	〃	須木下田（麓）	S50. 5. 23
26	有楽椿	〃	北西方（個人宅）	H5. 10. 6
27	大沢津のオガタマノキ	〃	野尻町三ヶ野山 1985	H6. 3. 18
28	鉦踊	無形民俗 文化財	野尻町三ヶ野山地区	S53. 11. 10
29	紙屋「城攻めおどり」	〃	野尻町紙屋地区	S63. 7. 16
30	東麓「新地馬場棒踊り」	〃	野尻町東麓地区	H10. 7. 1

(4) 国登録文化財

令和4年3月1日現在

No.	名 称	種 別	所在地	指定年月日
1	旧岩瀬橋	有形文化財	堤（池ノ平）～野尻町三ヶ野 山（岩瀬口）	H25. 4. 25

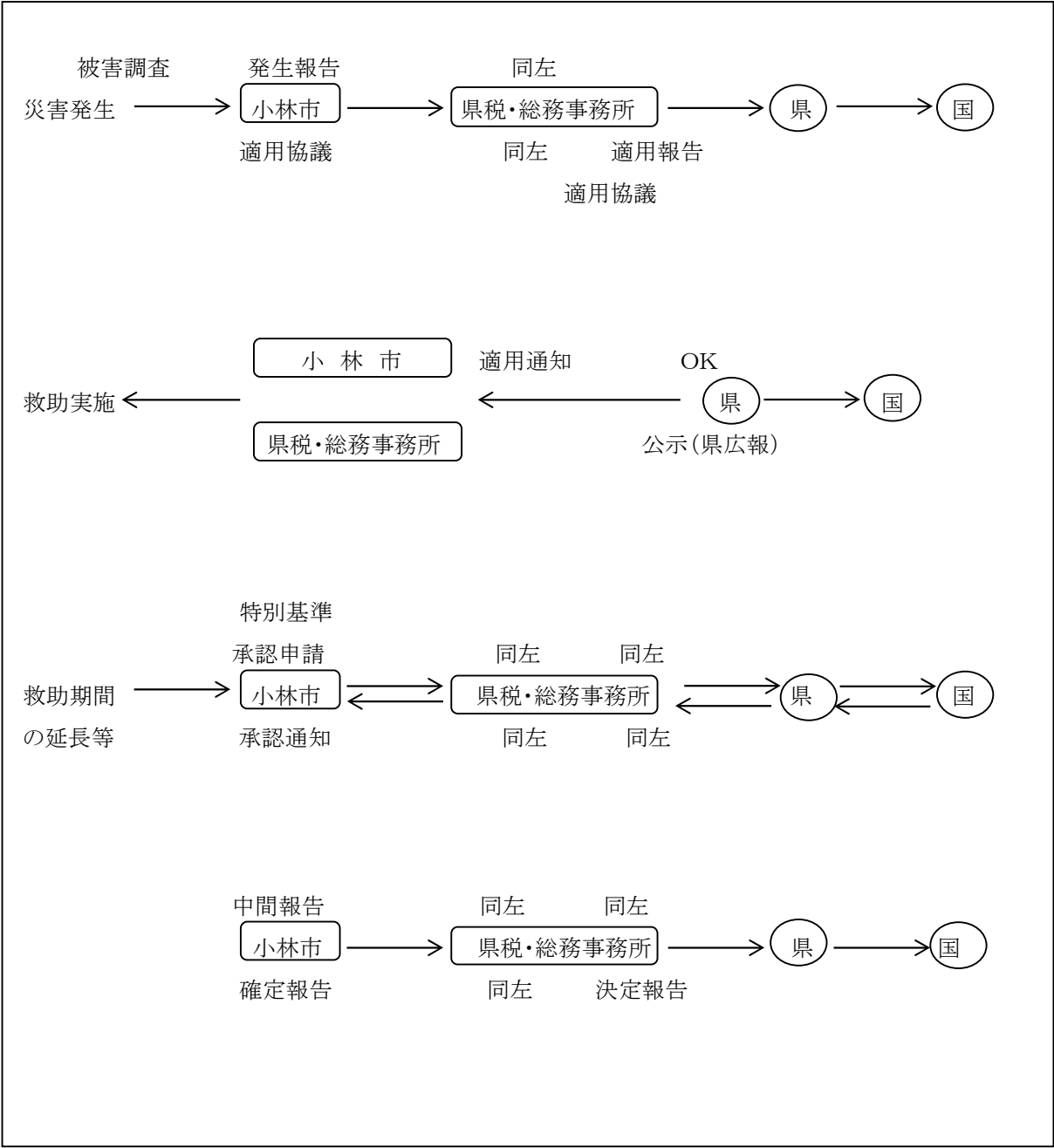
J 基準等

J-1 災害救助法による事務手順一覧

事項 段階		県及び市町村における実施事項		留意事項
		項目	内容	
事前対策		避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置基準	
		救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保 2 商工会等との事前打合せ	
		被害状況報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 市町村各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認	
災害発生時点		被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者よりの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度(人的、物的) イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助	地区別被害状況調(様式2) 世帯別被害調査票(様式3)の作成
		被害状況の報告(発生報告)	県税・総務事務所総務課へ報告(市町村) 県危機管理局へ報告(県税・総務事務所)	
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用報告	市町村当局(責任者) →県税・総務事務所長 →県危機管理局長	口頭報告でよい
		高齢者等避難・避難指示避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
		被災者の救出	1 救出のための要員(消防団員)の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請	
		炊き出し、その他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請(協力命令) 4 給与状況の把握	避難所収容以外の者に対しても給与できる
		飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
		死体の搜索と処理及び埋葬	1 死体搜索(機械器具借上要員の動員……消防団、自衛隊等の協力) 2 死体処理(洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動) 3 埋葬(埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給)	

事項		県及び市町村における実施事項		留意事項
段階		項目	内容	
災害救助法の適用時点以降	第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
		中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告(被害状況添付)	
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する	
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入(配分)計画作成→購入→給与	
		学用品の給与	物資購入(配分)計画作成→購入→給与	
		障害物の除去(除雪も含む)	1 対象世帯の選定 2 実施計画 (作業員雇上、機械借上、業者委託も可)	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること
		義援金品の受付開始		
	第三段階	中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告(被害状況、救助実施状況)	
		各種救援救助の実施継続		
		応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施工→入居	
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上(業者委託も可)	
		救助の特別基準申請	各救助内で特別基準申請の必要あるものについての要請(救助期間内に電話連絡)	県から国へ申請
		災害見舞金の支給	県の災害見舞金交付基準による見舞金	
		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
		災害救護資金の貸付	災害救護資金の貸付申請受付開始	
		確定報告	文書報告(被害状況報告)	

■災害救助法の適用に係る事務手順の流れ(参考)



J-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成29年4月1日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全壊冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
		半壊冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
医 療	医療の途を失った者（応急処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとに、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

J-3 被害状況判定基準

被害等区分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が20%以上40%未満のものとする。
	準半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分はその住家の延床面積及び損害割合（経済的被害）が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊（全焼）及び準半壊にいたらない程度の損壊で、損壊部分はその住家の延床面積及び損害割合（経済的被害）が10%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

被害等区分		判 定 基 準
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
その他	道路決壊	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。（ただし、橋りょうを除いたものとする。）
	橋りょう流失	道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川（河川法が適用され、若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	災害により汚水排除が不可能となった戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
被害金額	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

J-4 消防庁火災・災害等即報要領即報基準

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報は、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当する恐れがある場合を含む。）に報告すること

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故は(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第166号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当する恐れがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻離事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、被堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

J-5 消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当する恐れがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

J-6 林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について(通知)

消防特第 104 号
消防広第 157 号
平成 29 根 5 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長

消防庁広域応援室長

林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な 活用について (通知)

林野火災対策の推進については、平素からご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、春先は空気が乾燥し、例年、3月から5月にかけて林野火災が全国各地で発生しますが、特に本年は、ゴールデンウィークに入ってから乾燥した強風の日が続き、東北地方を中心に大規模な林野火災が続発しているところです。

林野火災に対する警戒強化及び応急対応については、「林野火災に対する警戒の強化について」(平成29年2月3日付け消防特第13号)でお願いしているところですが、今後も十分な警戒及び迅速な応急対応が求められることから、特に下記の事項にご留意のうえ、引き続き林野火災対策に万全を期していただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しましても、この旨早急に周知くださるよう併せてお願いします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 林野火災に対する警戒強化について

入山者や林業関係者等に対して火気の使用に関する注意喚起を積極的に行うとともに、引き続き林野火災の警戒強化に努めるようお願いします。その際、次の事項にもご留意ください。

- (1) 林業関係者等が野焼き等で火気を用いる場合は、乾燥状況、風速、地形、水利、火災対応能力等の状況を踏まえ、火災に至ることがないように細心の注意を払って作業を行うとともに、火災危険性が高い場合は作業を中止するよう指導されたいこと。
- (2) ハイカー等の入山者に対して、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等の広報

を積極的に行うこと。

- (3) 気象条件などの火災危険性を総合的に勘案し、必要に応じ消防機関あるいは消防団なども一定の態勢をとることを検討されたいこと。

2 空中消火の積極的な活用について

林野火災の場合、地上での消火活動が困難な場合が多く、空中消火が非常に有効な消防戦術であることを踏まえ、以下の事項に留意し、迅速な対応を図るようお願いします。(別図参照)

特に、都道府県においては、消防防災ヘリの運用、自衛隊ヘリも含めた応援要請については、都道府県知事の果たす役割の重要性に鑑み、適時的確な判断、迅速な対応に努めていただくようお願いいたします。

(1) 消防防災ヘリコプターの要請

ア 消防本部は、林野火災を各地した場合、当該消防本部の属する都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。

イ 市長村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から判断し、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該市町村の属する都道府県の知事又はヘリコプターを有する政令市の市長に対し、消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと。

ウ 市長村長は、延焼状況から被害の拡大が予想され、イにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による要請を速やかに行うこと。ただし、火災規模等から、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、イ及び当該要請による消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる場合には、直ちに都道府県知事に対し、エの消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

エ 市長村長は、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、イ及びウにより出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、都道府県知事に対し、消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

なお、要請にあたっては、災害規模等を踏まえ、十分な機数の要請を行うこと。

(2) 自衛隊ヘリコプターの要請

都道府県知事は、(1)により出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と認められる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請をする等、速やかに被害拡大防止策を講ずること。

なお、市長村長は、都道府県知事による上記要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。

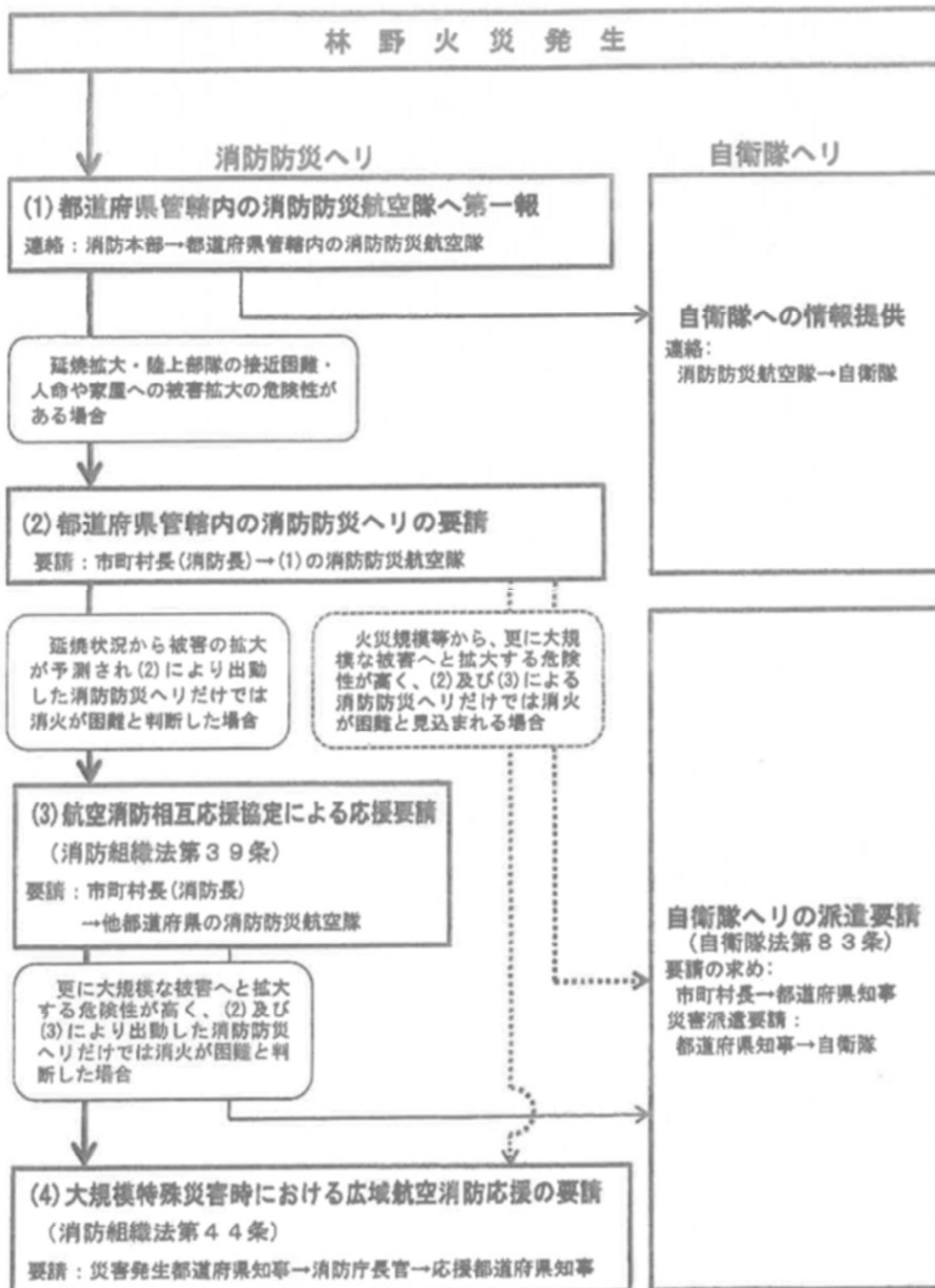
また、自衛隊が正式派遣要請受理後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

【連絡先】

- 1 林野火災に対する警戒強化について
消防庁特殊災害室 菊池課長補佐、阿部係長
電話：03-5253-7528（直通）
FAX：03-5253-7538
- 2 空中消火の積極的な活用について
消防庁広域応援室 井本航空専門官、仙田係長
電話：03-5253-7527（直通）
FAX：03-5253-7537

(別図)

林野火災におけるヘリコプターによる空中消火体制について



K 様式等

K-1 被害概況即報(第4号様式(その1))

〔災害状況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 定 状 況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

K-2 被害状況即報(第4号様式(その2))

〔被害状況即報〕

都 道 府 県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名 第 報		そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名					文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
区 分		被 害			道 路	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人			河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 く ず れ	箇所			
		人		鉄 道 不 通	箇所			
	半 壊	棟		被 害 船 舶	隻			
		世帯		水 道	戸			
		人		電 話	回線			
	一 部 破 損	棟		電 気	戸			
		世帯		ガ ス	戸			
		人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		り 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生				
	非 住 家	公 共 建 物	棟		建 物	件		
そ の 他		棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他の 他	農 産 被 害	千円		災害適用市町村助法名	市町村			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
計				団 体				
そ の 他		千円		消防職員出動延人数		人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況							

※ 被害額は省略することができるものとする。

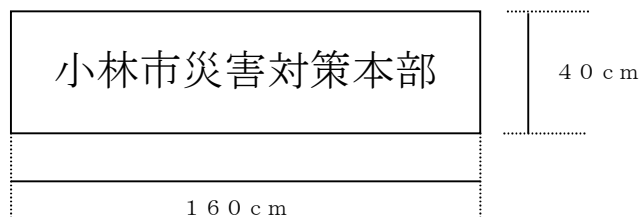
K-3 緊急通行車両確認証明書

様式第3号

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
宮崎県公安委員会 印				
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

K-4 緊急輸送車両の標識及び標章

(1) 緊急輸送車輛の標識

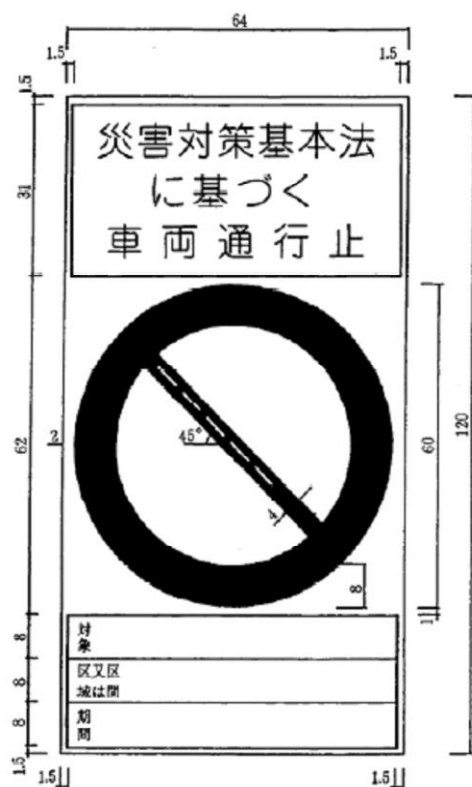


(2) 緊急輸送車輛の標識及び標章



- 備考 1. 色彩は記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光り反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

K-5 交通規制の標識



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

K-6 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

小林市長

K-7 自衛隊災害派遣要求様式

		第	号
		年	月 日
宮崎県知事 殿			
小林市長			
自衛隊の災害派遣要請について			
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請をお願いいたします。			
記			
1 災害の状況及び派遣を必要とする理由			
2 派遣を必要とする期間			
3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機、資材等の概数			
4 派遣を希望する区域及び活動内容			
5 その他参考事項			

K-8 自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式

		第	号
		年	月 日
宮崎県知事 殿			
小林市長			
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について			
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害 応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。			
記			
1 撤収要請日時			
2 派遣された部隊			
3 派遣人員及び従事作業の内容			
4 その他参考事項			

K-9 災害救助法様式

災害救助法様式1

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)												
災害の名称					災害発生の 日時		年 月 日 時					
災害発生の場所												
災害報告の時限			月 日 時		発信機関及び発信担当者							
人的被害	死者		ア	人	住家の被害 世帯数及び人員	床上浸水	世帯	ツ	世帯			
	行方不明者		イ	人			人員	テ	人			
	負傷	重傷	ウ	人		床下浸水	世帯	ト	世帯			
		軽傷	エ	人			人員	ナ	人			
		小計		オ		人	非住家の被害(全・半壊)				ニ	棟
	計		カ	人								
住家の被害	棟数	全焼・全壊・流出		キ	棟	災害発生の 原因						
		半焼及び半壊		ク	棟							
		一部破損		ケ	棟	すでにとつ た救助措置 等						
		床上浸水		コ	棟							
		床下浸水		サ	棟							
	世帯数 及び人員	全焼・全壊及び流 失	世帯	シ	世帯	法適用の見 込み						
			人員	ス	人							
		半焼及び半壊	世帯	セ	世帯	その他						
			人員	ソ	人							
		一部破損	世帯	タ	世帯							
			人員	チ	人							

- (注) (1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告するもの。
- (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。
- (3) 「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
- (4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

地区別被害状況調

						地方事務所名																			
災害名						調査時刻 年 月 日 時 分																			
市町村名						報告時刻 年 月 日 時 分																			
区分 地区名	人的被害					住家の被害																		減失 世帯数	備考
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊(焼)流失			半壊(焼)			一部破損			床上浸水			床下浸水			地区全体				
						棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	
計																									

(注) 1 本様式は、災害救助法様式1(人的及び住家の被害状況報告(確定))を提出するときに添付すること。
2 減失世帯数=(全壊・全焼・流失)世帯数×1+(半壊・半焼)世帯数×1/2+床上浸水世帯数×1/3

第 2 卷

第 2 卷

[illegible]

- (注) 1 本様式は、災害救助法様式1（人的及び住家の被害状況報告（確定））を提出するときに添付すること。
2 「人的被害」欄は、該当者数を記入すること。
3 「住家の被害」欄は、該当するものに○印をつけること。
4 「世帯区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
5 「市町村民税課税区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

救助の種目別物資受払状況

市町村名: _____ No. _____

救助の種目	年月日	品名	単位	受入先又は払出先	購入単価	受高		払高		残高		備考
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	
					円		円		円		円	

- (注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して記入すること。
①避難所用 ②炊き出しその他による食品給与用 ③給水用機械器具 ④被服・寝具等 ⑤医薬品・衛生材料 ⑥被災者救出用機械器具
⑦燃料及び消耗品
- 2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合は、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにする
- 3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名：_____

No. _____

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月 日～ 月 日	人	人		円		円	
小 計 合 計	既存建物 箇所		人	人				円	
	野外仮設 箇所								
	天 幕 箇所								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。ただし、該当者が多く、記入不可能の場合は、小林市災害対策本部報告様式6(収容避難者名簿)にこれを整理して添付し、その旨を記すこと。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

応急仮設住宅台帳

市町村名: _____ No. _____

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族 人員	所在地	構造区分	面積 (㎡)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
小 計 合 計											

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号を記入すること。
2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
7 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
8 応急仮設住宅設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。

炊き出し給与状況

市町村名: No.

炊き出し 場の名称		月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
	内容														
	単価														
	数量													円	
箇所	内容														
小計	単価														
合計	数量													円	

(注)1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。
2 「小計・合計」欄は該当しないものを二重線で消すこと。

飲料水の供給簿

市町村名: No.

供給月日	対象 人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名 称	借上		修繕			燃料費			
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費		修理の概要		
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
小 計	人				円		円		円	円	

(注)1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
2 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

物資の給与状況

市町村名：

No.

住家被害 程度区分	世帯主 住所・氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月 日	給与物資						実支出額	備 考
				品名							
				単価							
			人 月 日	品名						円	
				単価							
				品名							
				単価							
				品名							
				単価							
				品名							
				単価							
小計	全壊(焼)・流失	世帯								円	
	半壊(焼)	世帯								円	
合計	床上浸水	世帯								円	
	計	世帯								円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ない

年 月 日

給与責任者 氏名

印

(注)1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。

2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式10

救護班活動状況

救護班名: 救護班

部長: 医師 氏名

印

No.

月日	市町村名	患者数	措置の概要	死 体 検 索 数	修繕費	備考
		人		体	円	
計		人		体	円	

(注) 「備考」欄に、班の構成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名： No.

診療機関名		患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬区分		金額	備考
						入院日数	通院日数	入院	通院		
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
				月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
小計	機関		人			日	日	点	点	円	

(注)「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式12

助産台帳

市町村名: _____

No. _____

分べん者 住所・氏名		分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
					円	
小 計						
合 計	人				円	

- (注) 1 「分べん期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

被災者救出状況記録簿

市町村名: _____ No. _____

月 日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
小 計	人				円		円		円	円	

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式14

住宅応急修理記録簿

市町村名：_____

No. _____

世帯主 住所・氏名	修理箇所概要	修理に要 した期間	実支出額	適 用
			円	
小 計				
合 計	世帯		円	

(注)1 「修理に要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

生業資金貸付台帳

市町村名： No.

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
小 計 合 計	世帯						円	

(注) 1 「貸与期間」欄は「〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

学用品の給与状況

市町村名: No.

学校名		学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備 考	
						教科書				学用品				
						教科				品名				
						単価				単価				
					月 日								円	
小 計		小学校 校	人			数量				数量				
合 計		中学校 校	人			数量				数量				

学用品を上記のとおり給与したことに相違ない。
年 月 日
給与責任者(学校長) 氏名

(注) 1 「給与月日」欄に、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

印

埋葬台帳

市町村名: _____

No. _____

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢		死亡者 との関係	住所・氏名	棺 (付属品を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	
小 計 合 計							円	円	円	円	
							現物給与 有 ・ 無	支給額 円	現物給与 有 ・ 無	支給額 円	

(注)1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

死体処理台帳

市町村名： No.

処 理 年月日	死体発見 日 時	死体発見 場 所	死亡者 氏 名	遺族		洗浄等の処理				死体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備 考
				住所・氏名	死亡者 との関係	品 名	単 価	数量	金 額				
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
月 年 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
小 計									円	円	円	円	
合 計			人						円	円	円	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式19

障害物除去の状況

市町村名:

No.

住家被害 程度区分	世帯主 住所・氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概況	備考
小計 合計	半壊 世帯 半焼 世帯 床上浸水 世帯		円		

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 「除去を要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

輸送記録簿

市町村名： No.

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車輛等		金額	故障車輛等		修繕 月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者住所・氏名						
月 日					円			月 日	円		円	円	
小計													
合計				台	円				円		円	円	

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
3 借上車輛等による場合は有償無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。